資料３

計画の策定について

1　背景及び趣旨

平成11年
（1999）

葛飾区緑とオープンスペース基本計画 策定

環境、社会の変化
（気候変動による災害の深刻化、ライフスタイルの多様化等）

関連法令の改正等
（都市緑地法改正、都市農業振興基本法制定等）

国、東京都の政策の動向
（グリーンインフラ、都市公園の柔軟な管理運営、水辺空間の活用等）

上位計画の改定
（葛飾区基本構想・葛飾区都市計画マスタープラン等）

現在　令和６年
（2024）

【策定の趣旨】

環境や社会情勢の変化、公園緑地に関わる法令改正や国及び東京都の政策の動向に対応するとともに、葛飾区都市計画マスタープランにおける「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に基づき、緑・水辺に関する将来像や目標、区が講じる具体的施策を明らかにし、区民、事業者、行政の協働により取組を進めていくため、新たな計画を策定する。

2　策定根拠及び位置付け

策定根拠　都市緑地法第４条に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

位置付け

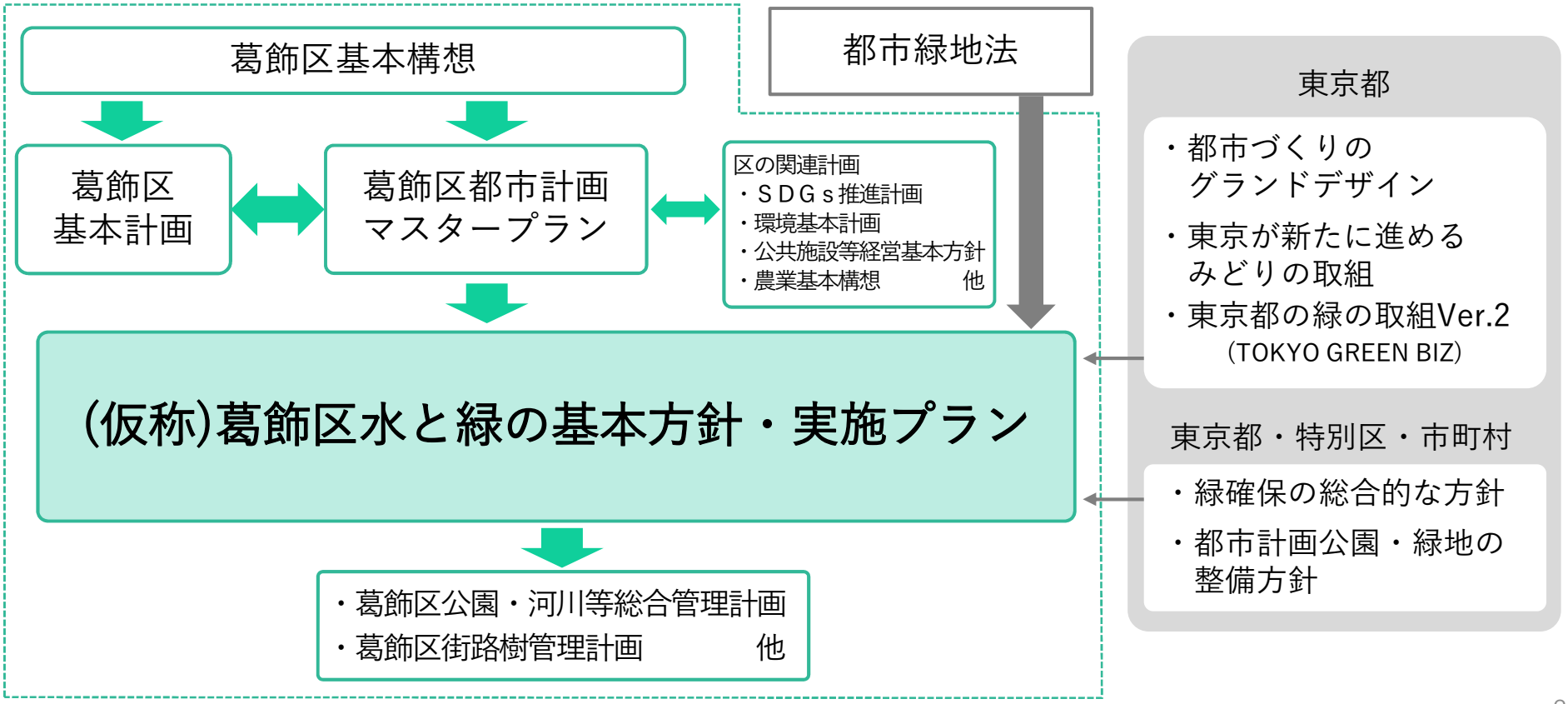

3　役割

役割

○ 緑地の保全及び緑化の推進に関する目標を明らかにすること。

○ 一定の目標の下、都市計画制度に基づく施策と都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置付けること。

○ 緑地の保全及び緑化に対する区民、事業者の理解を深め、区民との協働で取組を進めること。

緑の基本計画の意義（都市緑地法運用指針）

都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区や生産緑地地区の決定等都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベント等都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要である。

緑の基本計画制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画を策定できるとしたものである。

4　定める事項と計画の構成案

おおむね定めるべき事項

（都市緑地法第４条第２項抜粋）

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 保全配慮地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項（※）
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 緑化重点地区並びに当該地区における緑化の推進に関する事項

破線：区内に該当する地域地区がない項目
※印：地区設定の必要性から検討を要する事項

計画の構成案

※ 右肩は策定委員会で議題とする予定の回

第１章　計画の基本的事項　第１回
- 策定の背景と趣旨
- 対象区域
- 策定根拠及び位置付け
- 計画期間

第２章　現状と課題　第１回
- 国・東京都・区の動向
- 区の概況及び緑・水辺の現状
- 課題と方向性

第３章　緑・水辺の将来像と目標　第２回
- 将来像、目標
- 緑・水辺の配置方針
- 基本方針

第４章　緑・水辺に関する施策　第２回　第３回
（含まれる施策）
- 公園・水辺の整備・管理に関する施策
- 緑・水辺の保全に関する施策
- 公共施設や民有地の緑化の推進に関する施策
- 区民協働に関する施策

第５章　推進体制及び進行管理　第３回

（構成は、策定委員会のご意見を踏まえて調整）

5　対象区域と計画期間

対象区域	葛飾区全域（34.8㎢）
対象	○樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。） ○これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの （都市緑地法第３条「緑地」の定義より）
計画期間	令和８（2026）年度から令和27（2045）年度までの20年間

資料４－１

策定の方向性

目　次

1　国・東京都・区の動向	2
2　区の概況	13
3　現行計画の主な実績	20
4　緑・水辺の現状	27
5　課題	43
6　方向性	47

１　国・東京都・区の動向

（１）国の動向

＜ポイントとなるキーワード＞

グリーンインフラ※

持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進

※ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと

・国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進。

・SDGsやWell-being等の新たな社会像の実現に向け、自然の力を生かすグリーンインフラの取組への期待の高まりに対応が必要。

・緑の基本計画の策定時に、地域の課題※の視点から、グリーンインフラの考え方を取り入れていくことが必要。※例：雨水流出抑制、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、にぎわい創出など

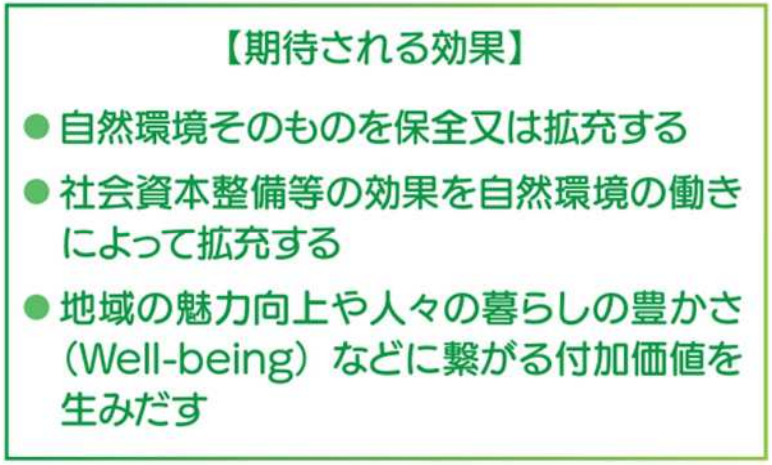

グリーンインフラで何を実現できる？　どんな効果がある？

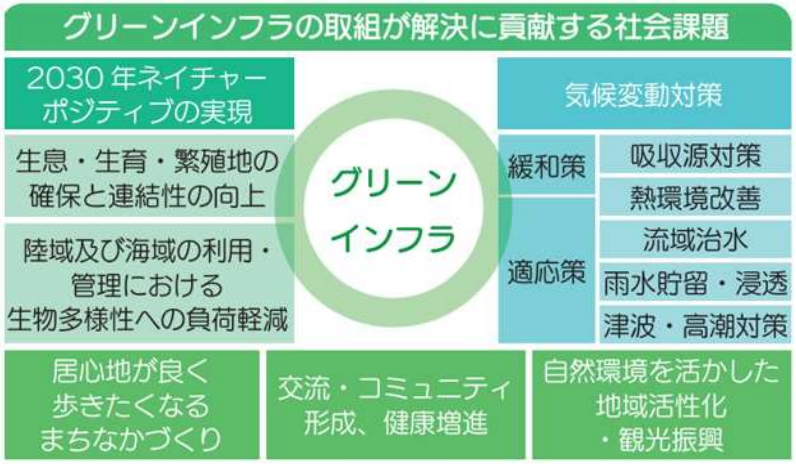

出典：国土交通省　グリーンインフラ実践ガイドPR版

（１）国の動向

＜ポイントとなるキーワード＞

都市公園や水辺空間の柔軟な活用	都市公園や水辺空間などの公共空間を官民連携で柔軟に活用する取組が広がる

都市公園の柔軟な活用

・『都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会』提言を公表。

提言の基本的な考え方

○都市公園は、個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められている。

○都市公園はパートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきである。

水辺空間の柔軟な活用

・地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となる「河川空間のオープン化(利活用の推進)」が全国に広がる。

・「かわまちづくり」の計画作成に民間事業等が参画できるよう、支援制度を改定。

かわまちづくりで実現できる風景

出典：国土交通省　かわまちづくり計画 策定の手引き

（１）国の動向

＜ポイントとなるキーワード＞

都市農地の保全

都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けが大きく転換

・都市農業振興基本法の制定及び都市農業振興基本計画の閣議決定を受け、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けが大きく転換。

・緑の基本計画の対象となる緑地の定義に農地を含むことが明記され、生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を定めることが必要。

参考（都市農業振興基本計画「はじめに」より抜粋）

○ 都市計画法制定による区域区分制度の創設と、関連する税制改正により、市街化区域に取り込まれた農地は、宅地化すべきものと位置付けられ、農地法上も届出で転用が可能とされた。

○ 都市への人口流入の収束による開発圧力の低下、ゆとりや潤いを求めるライフスタイルや価値観の広がり、東日本大震災を経た防災意識の向上等により、都市農地は良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割が見直されている。

○ これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けを「あって当たり前のもの」、さらには「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となる。

（２）東京都の動向

＜ポイントとなるキーワード＞

緑を、総量として
これ以上減らさない

・「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを大原則として、今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出していくことが提示

・実現に向けた方針として、緑のネットワークの充実を図る、農的空間を都市の中の魅力のある貴重な資源として活用することなどが提示

東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない。これを大きな原則として、
今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出します。

出典：都市づくりのグランドデザイン

都市づくりのグランドデザインで示す４地域ごとの主な取組

地域区分	主な取組	取組方針
全　域	みどりの拠点の形成（都市計画公園・緑地の整備促進）	方針Ⅰ
	みどりの軸の形成（道路・河川・崖線・山地・丘陵地等）	方針Ⅰ
	みどりの量的な底上げ（市街化区域全域へ緑化地域の指定促進）	方針Ⅲ
	質の高いみどりの保全・創出（市民緑地認定制度の活用促進）	方針Ⅲ
	民間が創出するみどり	方針Ⅳ
1 中枢広域拠点域	みどりの拠点の形成（都市開発諸制度等の活用によるみどりの創出）	方針Ⅰ
	みどりの軸の形成（東京 2020 大会に向けたマラソンコースの街路樹の樹冠拡大）	方針Ⅰ
2 新都市生活創造域	環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実（大規模公園の整備推進）	方針Ⅰ
	営農継続の支援	方針Ⅱ
	農地の貸借の促進	方針Ⅱ
	生産緑地の買取支援	方針Ⅱ
	田園住居地域の指定促進	方針Ⅱ
3 多摩広域拠点域	営農継続の支援	方針Ⅱ
	農地の貸借の促進	方針Ⅱ
	生産緑地の買取支援	方針Ⅱ
	田園住居地域の指定促進	方針Ⅱ
	公共が保全するみどり（保全地域等における生物多様性の保全）	方針Ⅳ
4 自然環境共生域	公共が保全するみどり（保全地域等における生物多様性の保全）	方針Ⅳ

出典：東京が新たに進めるみどりの取組

（２）東京都の動向

＜ポイントとなるキーワード＞

緑を「まもる」
「育てる」「活かす」

100年先を見据えて「自然と調和した持続可能な都市」を目指すこと、既存の取組を強化し「まもる」「育てる」「活かす」の３つの観点で取組を進めることが提示

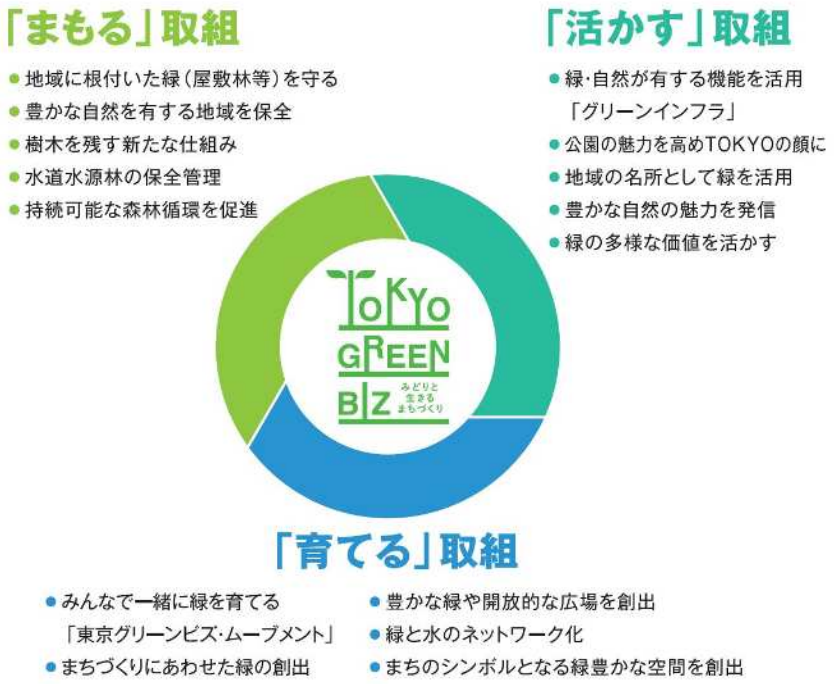

東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組　　出典：東京都の緑の取組Ver.２（東京グリーンビズ）

（３）区の動向

＜ポイントとなるキーワード＞

自然災害に対応したまちづくり	自然災害等の発生時にも、必要な都市機能を維持し、道路や公園などの都市基盤の損壊や建築物の倒壊、浸水被害などを現在よりも軽減できるよう、平常時からの防災都市づくりを進めることを記載

まちづくりの目標

　様々な自然災害に対応し、被災を繰り返さないまち

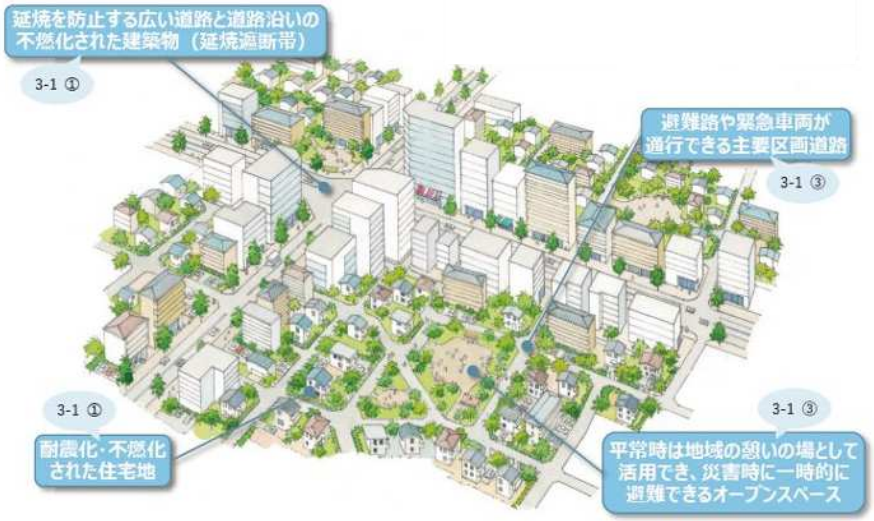

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

（３）区の動向

<ポイントとなるキーワード> 水辺の活用	・誰もが憩える身近な公園や、特色ある公園、親しみやすい水辺空間の整備を進める ・特徴的な街並みや市街地における小さな緑の創出により、ヒューマンスケールにも配慮した景観形成を誘導するなど、魅力的な都市環境が広がるまちを目指すことを記載

まちづくりの目標

誰もが親しめる、河川や緑豊かな都市環境が広がるまち

様々な自然災害に対応し、被災を繰り返さないまち（再掲）

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

（３）区の動向

＜ポイントとなるキーワード＞

気候変動への適応

・熱中症・感染症などの健康被害への対策、都市水害への対策といった気候変動の影響に備える対策が必要

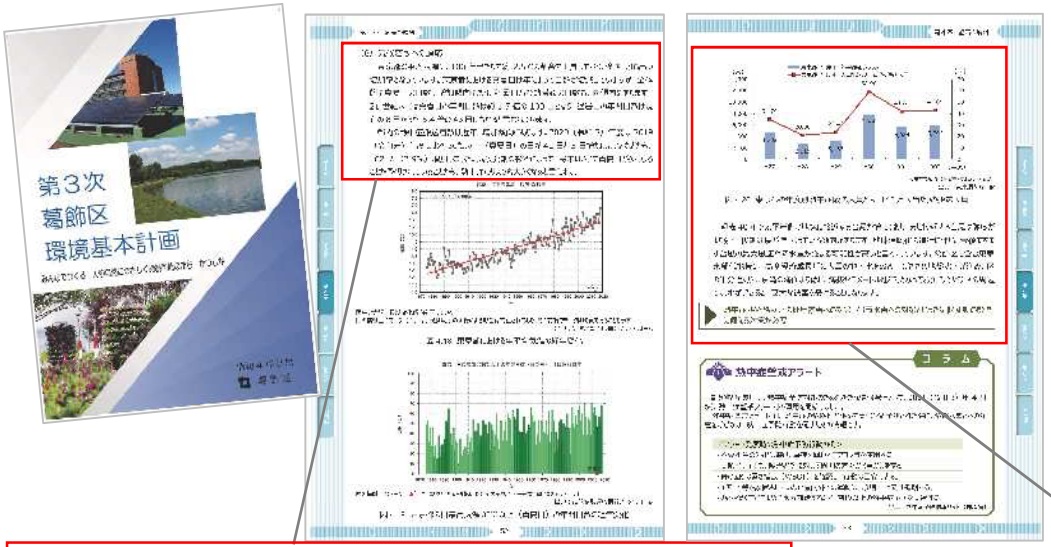

（6）気候変動への適応

東京都の平均気温は、100 年当たりで約 2.5℃の割合で上昇しており、全国よりも高い増加率となっています。東京都における真夏日は年によって日数が増減していますが、全体的に真夏日の日数は増加傾向にあり、猛暑日及び熱帯夜の日数も、同傾向にあります。21 世紀末には真夏日の年間日数は約 1.7 倍の 100 日となり、猛暑日の年間日数は現在の 8 日から約 5.4 倍の 43 日にもなると言われています。

都内の熱中症搬送者数は近年、増加傾向にあります。2020（令和 2）年度は 2019（令和元）年度に比べ 30℃以上（真夏日）の日が 42 日と 5 日増加したことなどから、162 人（2.9%）増加しました。気候変動の影響によって、将来はさらに真夏日が多くなることが予想されていることから、熱中症のリスクも大きくなると言えます。

図 4.20 東京都の年度別熱中症搬送人員と人口 10 万人当たりの搬送人員

過去 40 年で太平洋側の地域に接近する台風が増えており、また接近する台風は強度がより強く、移動速度が遅くなっている傾向があります。地球温暖化の進行に伴い、今後ますます台風の最大風速や降水量が強まる可能性が高いと言われています。葛飾区を含む東京東部低地帯は、高度経済成長期に大量の地下水を汲み上げたため地盤沈下が進み、区の半分近くが東京湾の海面より低い「海抜ゼロメートル地帯」となっており、ひとたび区の周辺で洪水が起きると、甚大な被害を受けることになります。

熱中症・感染症などの健康被害への対策、都市水害への対策といった気候変動の影響に備える対策が必要

出典：葛飾区環境基本計画

（３）区の動向

<ポイントとなるキーワード>

生きものとの共生

・残っている自然環境を適切に維持することで、多様な生きものが生息・生育する生態系を守ると記載
・水辺環境の改善、生物多様性への配慮について記載

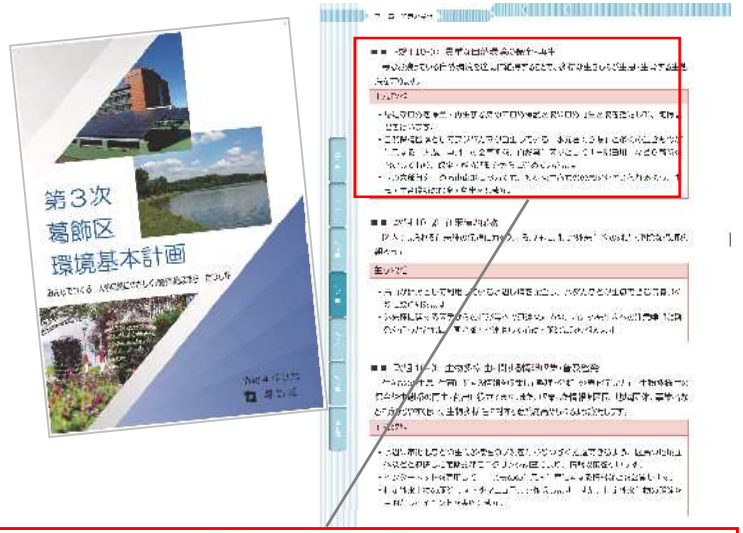

■■ 取組 10-① 貴重な自然環境の保全･再生

今なお残っている自然環境を適切に維持することで、多様な生きものが生息･生育する生態系を守ります。

主な取組

・身近な自然を保全・再生するために自然保護区域や自然再生区域を指定して、維持管理を行います。
・自然保護区域としてフジバカマが自生している「水元さくら堤」と多くの生きものが生息する「大場川中州」の2箇所を、自然再生区域として「古隅田川」など6箇所を指定しており、保全・維持活動をさらに進めていきます。
・区の大部分を占める市街地においても、多様な生きものの息吹を感じられるよう、生息・生育場所の保全・創出をします。

出典：葛飾区環境基本計画

b. 水辺環境の改善、生物多様性への配慮

都市における生物の生息・生育環境は、水と緑を基調とした空間がその役割を果たすとともに、一定の面的な広がりと繋がりが必要になることから、本区の特性である豊かな緑や、川などの水辺空間を生かした自然環境の維持・保全を図ります。

・公園等の整備にあたっては、地域の自然植生の形成や生物が生息できる環境の創出に配慮します。
・ワンド*などの静水域を適正に管理し、多様な植生の回復など、豊かな水辺の自然環境を創出して生物の生息・生育の場の形成を進めます。

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

（３）区の動向

<ポイントとなるキーワード>

緑・水辺の
適正な管理・改修

・公園に関しては、ストック効果の向上、民間との連携などの観点を重視し、量の整備から質の向上に向けて取組を進めることが記載
・街路樹に関しては、質の向上により、緑の機能・効果が発揮できる道路植栽への改善について記載

c. 公園等の維持管理

ストック効果*の向上、民間との連携、柔軟な管理・運営の３つの観点を重視し、量の整備から質の向上に向けて、緑とオープンスペースの多機能性を最大限引き出す取組を進めます。

・公園を含めた周辺の安全点検や危険箇所の改善策の検討など、地域住民の主体的な活動を支援するとともに、活動内での意見等に基づいた、遊具などの再生に努めます。
・指定管理者制度*や公募設置管理制度*(Park-PFI)等の活用、自主管理団体等との連携など、多様な主体による公園などの管理運営について、制度の充実を図るとともに、区民参加のもと、公園でのマナー啓発やルールづくりなどについて検討します。
・施設の劣化状況に着目した緊急度を設定し、計画的・予防的な施設の改修、修繕、補修等による長寿命化を図り、維持管理費の平準化を目指します。

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

第５章　道路植栽の維持管理

５－１　管理目標

（１）維持管理の考え方

樹木は枝葉を広げ伸長・巨大化するため、道路植栽をそのまま放置すれば通行や沿道建物等への支障となり、また、樹種、生育段階や状況等によって手入れの内容や作業頻度が異なるため、生きものの視点に立ったきめ細かい適切な管理が必要となります。

道路植栽の維持管理は、緑の機能や効用が十分に発揮されることを目指して、歩道幅員や周辺環境等の諸般の制約条件を勘案しながら、樹木が健全に生育できるように適時・適切な管理（手入れ）を行うことを基本とします。

（２）目標

道路植栽の維持管理にあたっては、以下のとおり３つの目標を定めます。

◆ 安心・安全な緑づくり
道路植栽の点検・診断及び適正な処置を行い、安全で、安心な道路環境を維持します。また、維持管理データの蓄積とその活用を図ります。

◆ いきいきと生育する緑づくり
生育段階に応じた適切な生長管理・年間管理を行い、樹木が健全に生育できるように、持続的な維持管理に取り組みます。

◆ まちの魅力を高める緑づくり
緑の質を向上させて、緑の機能・効果が発揮できる道路植栽に改善し、まちの魅力を高めていきます。

出典：葛飾区街路樹管理計画

2　区の概況

（１）人口・世帯数　　①これまでの推移

◇ 人口は約46万人で、 現行計画が基準としている平成10年４月１日から、約11％増加
◇ 世帯数は250,111世帯、世帯当たり人員は約1.9人（数値は全て令和６年４月１日現在）

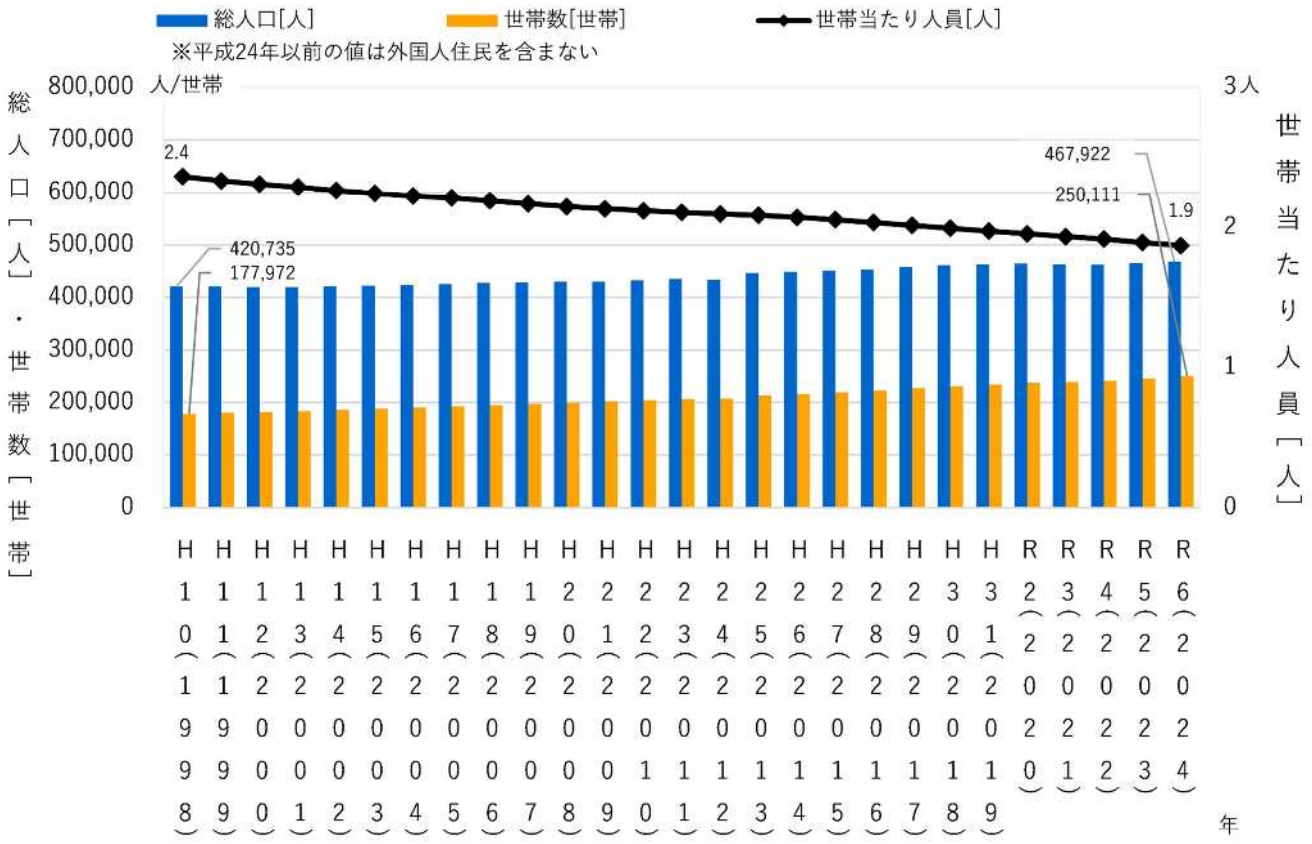

葛飾区の人口・世帯数の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年４月１日現在）

（１）人口・世帯数　　②年齢３区分別人口

◇ 生産年齢人口（15～64歳）は平成27年以降増加傾向だが、年少人口（15歳未満）は平成29年以降減少

◇ 東京都全体や特別区部と比べて、年少人口（15歳未満）の割合は同程度、生産年齢人口（15～64歳）の割合はやや低く、老年人口（65歳以上）の割合はやや高い

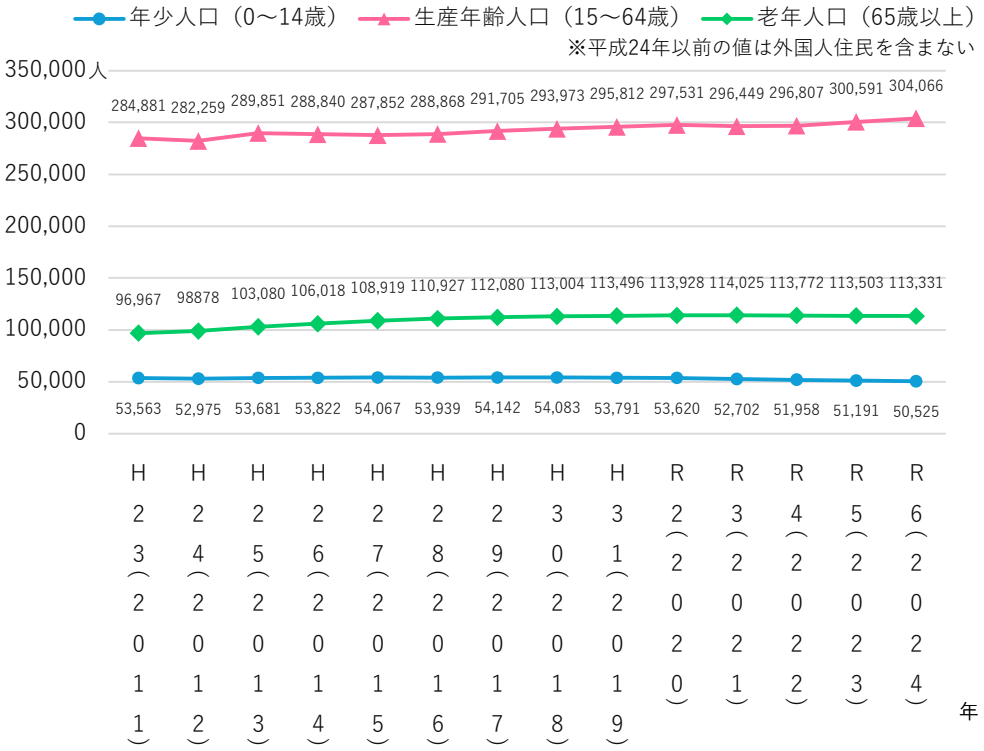

年齢３区分別人口の推移

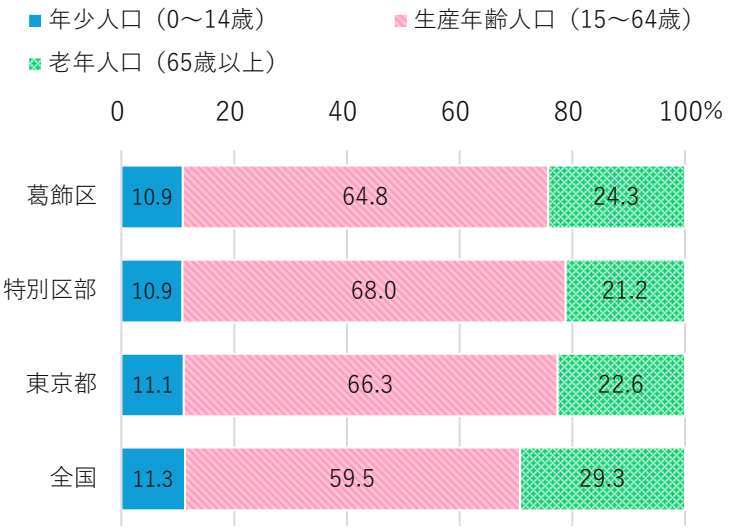

年齢３区分別人口構成比の比較

出典：以下を基に作成
総務省統計局　人口推計（2024年（令和6年）1月1日現在（確定値））
東京都　住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和6年1月1日現在）
葛飾区の世帯と人口（令和6年1月１日現在）

出典：葛飾区の世帯と人口（各年４月１日現在）を基に作成

（１）人口・世帯数　　③将来人口

◇ 葛飾区基本計画(令和3年8月)によると、令和７年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通し

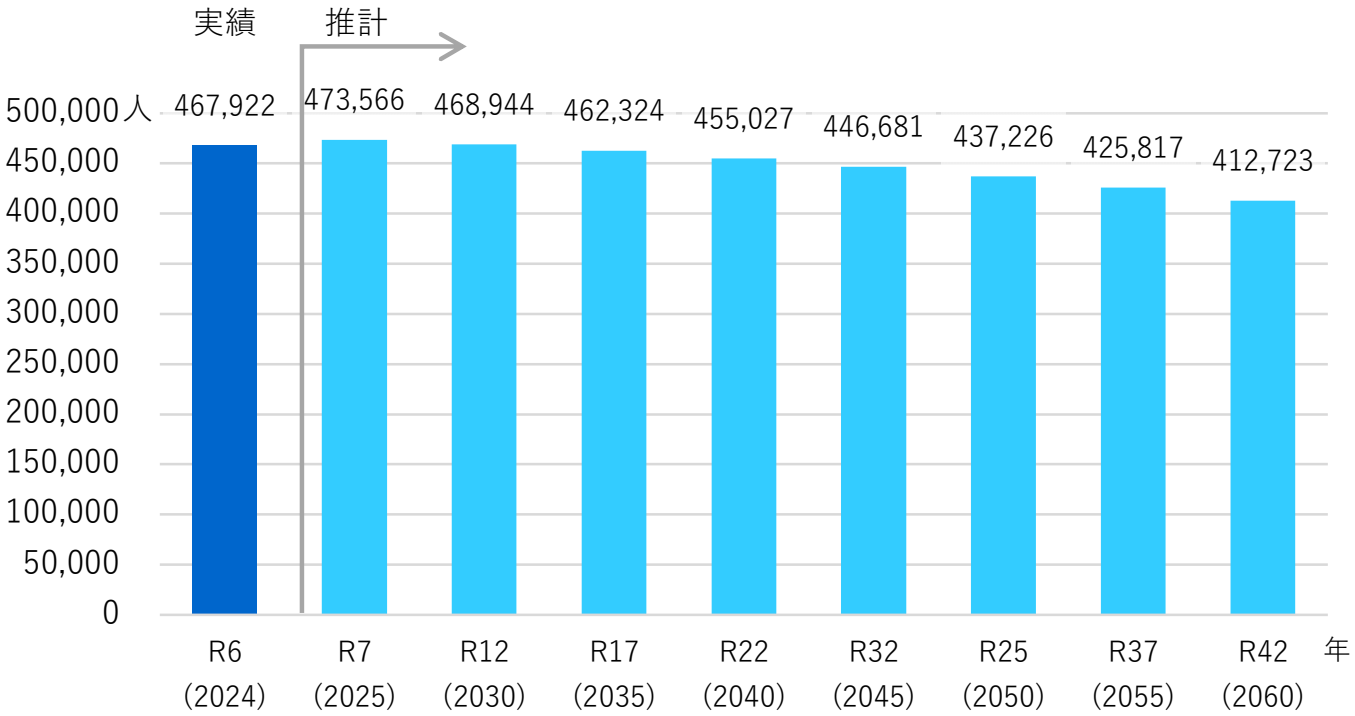

2060年までの将来人口の推移

出典：2024年は、葛飾区の世帯と人口（４月１日）による
葛飾区基本計画「2060年までの葛飾区将来人口」を基に作成

（２）土地利用

◇ 区の面積は34.8㎢で、公共用地、商業・住宅・工業用地や公園・運動場などの都市的土地利用が87.5％を占め、12.4％が農用地や河川等の水面、河川敷などの自然的土地利用

◇ 農用地は水元北部に多く、柴又や奥戸などの一部地域に点在

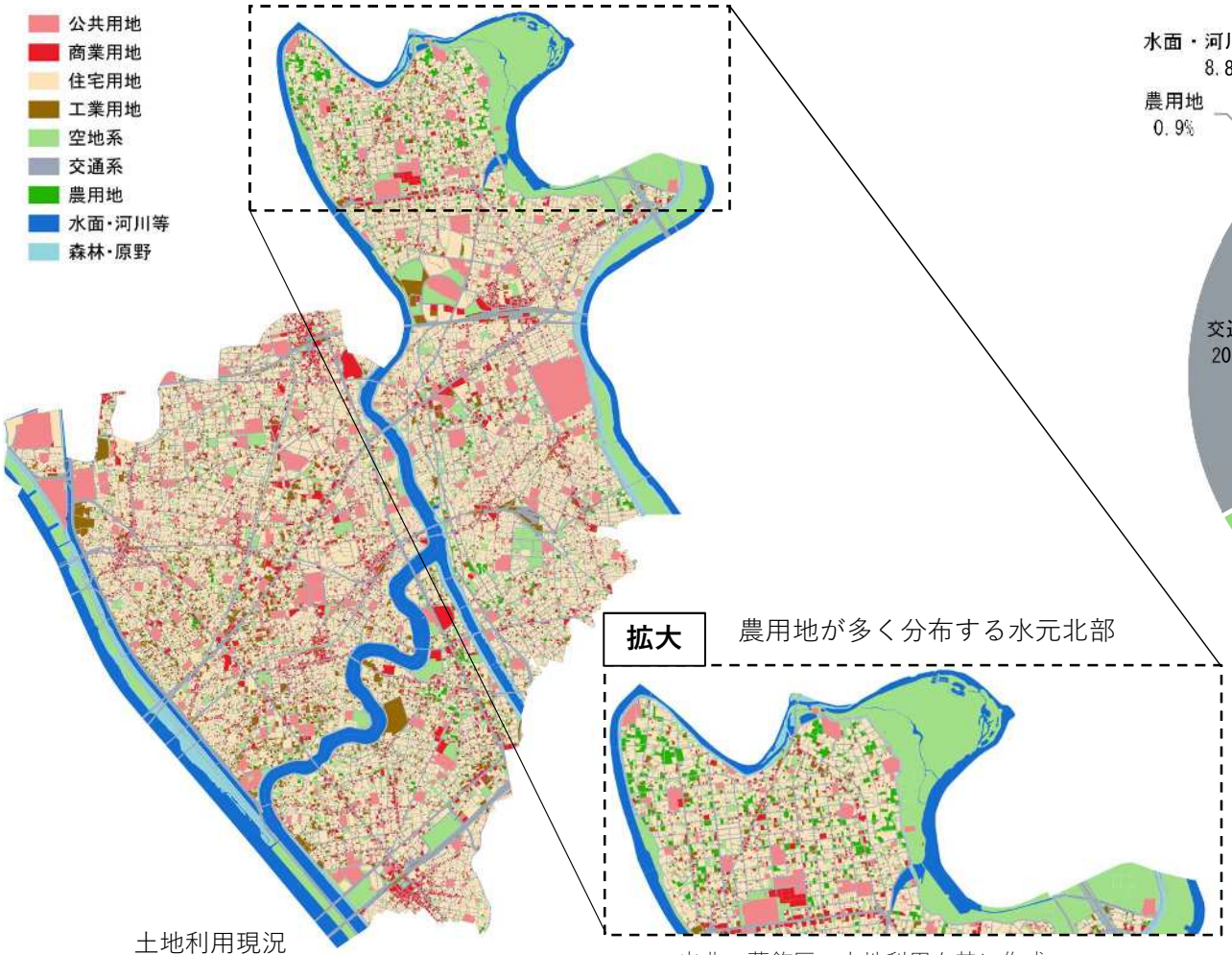

土地利用現況

出典：葛飾区の土地利用を基に作成

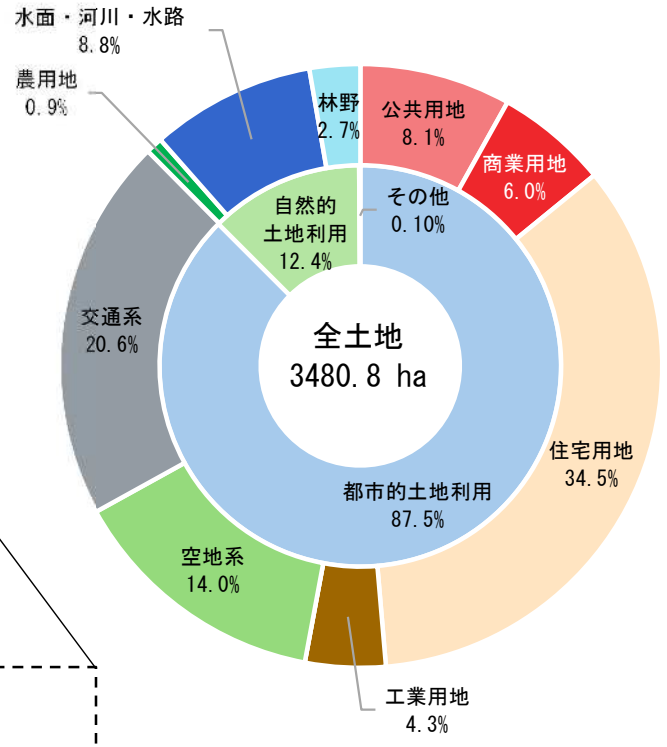

土地利用の割合

出典：葛飾区都市計画マスタープランを基に作成

（３）地勢と災害リスク　　①地形と水害リスク

◇ 複数の大きな河川に囲まれた低地に位置し、標高は北東部の高いところで３ｍ前後、南西部には０ｍ以下の地域が分布

◇ 集中豪雨などによる内水氾濫や河川水位の上昇、高潮など、浸水被害が発生しやすい地域とされる

◆ 雨水の地下浸透が困難な低地帯であり、浸水被害軽減の観点から、雨水の一時的な貯留場所となる公園や農地の重要性が高い

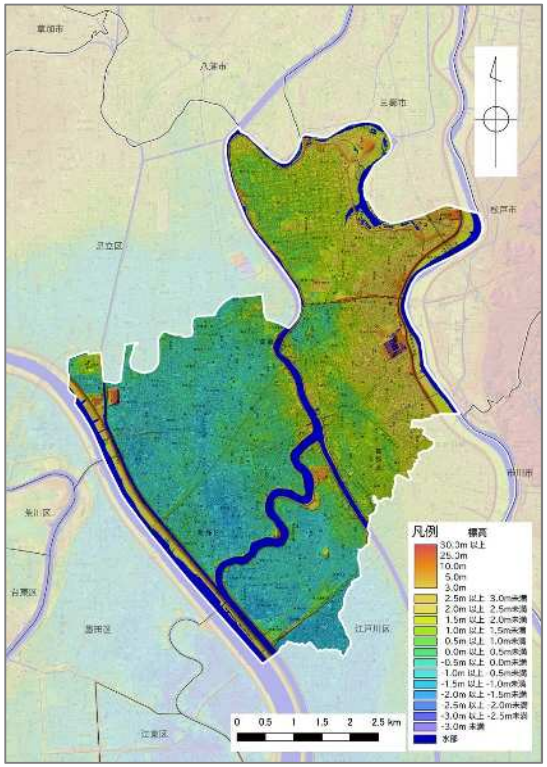

葛飾区の標高

出典：国土地理院 デジタル標高地形を基に作成

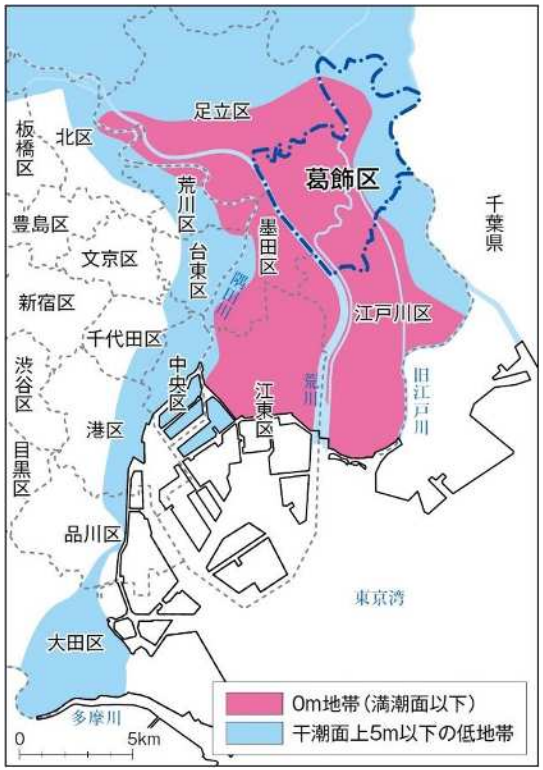

東京の低地帯分布状況

出典：葛飾区史

（３）地勢と災害リスク　②地震の危険度

◇ 地震に関する地域危険度測定調査（東京都）では、５段階評価で危険度が高いランク４、５を含む地域が未だ残る

◆ 街路樹による延焼防止、避難スペース、応急活動の場となる公園や農地等のオープンスペースといったグリーンインフラの整備・活用が必要

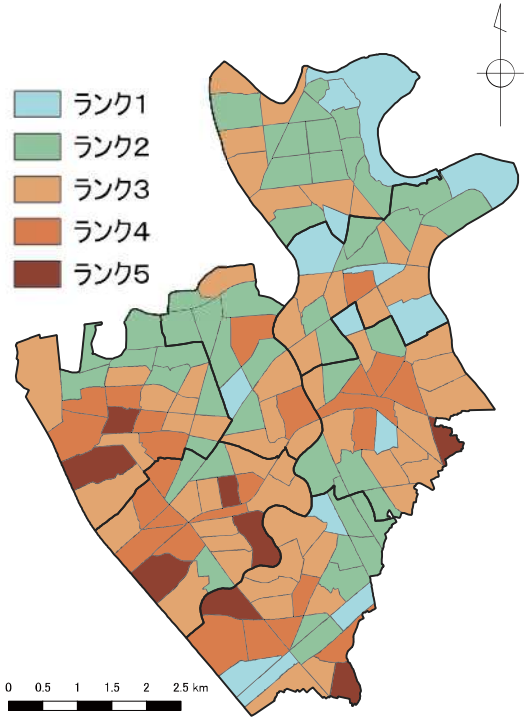

総合危険度

出典：東京都　地震に関する地域危険度測定調査（第９回）

グリーンインフラの整備・活用イメージ

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

３　現行計画の主な実績

1　主な実績【1】

（1）都市公園等の面積

現行計画の目標	現況（令和６年４月１日現在）	
	実績値	現行計画が想定した 人口フレームで算出した値
一人当たりの公園面積 5.0㎡／人	**4.36㎡／人**	**4.85㎡／人**
公園面積　210 ha	204.03ha	204.03ha
人口　421千人	467,922人	421千人

（現況実績値の出典）公園面積：葛飾区資料を基に作成、人口：住民基本台帳

（2）確保すべき緑地面積

現行計画の目標	現況（令和６年現在）
	実績値
区全域の23%	**22.8%**

1　主な実績【1】

（3）緑の目標水準

現行計画の目標	現況（平成30年調査） 実績値
緑被率14.5％を維持	**18.31％**
（参考値） 緑被面積推計値※　505.2ha うち300㎡以上の緑被　348.7ha	緑被面積　637.0ha うち300㎡以上の緑被　450.5ha

※緑被率14.5％と葛飾区面積3,484ha（現行計画策定時）から算出した値

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

2　主な実績【2】

基本的施策		主な実績
①まちづくりと一体となった緑づくりを進めます	a.まちづくり事業計画と連携した緑づくり	・土地区画整理事業、密集市街地整備促進事業を通じ、公園の整備・拡張、小広場（ポケットパーク）の整備を実施 ・市街地再開発事業においてオープンスペースを確保
	b.住宅等の建設に合わせた緑づくり	・葛飾区宅地開発指導要綱に基づき、緑化、公園設置、雨水流出抑制施設等設置を協議、指導 ・葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例に基づき、雨水流出抑制施設の整備を義務付け（令和４年10月～）
②オープンスペースを適正に確保していきます	a.緑づくりの骨格となる河川軸の形成	・河川沿いの公園整備、再整備等を通じて水と緑に親しめる空間(水の拠点)整備を推進 ・スーパー堤防や高規格堤防の整備時に公園を整備 ・中川親水テラスを整備
	b.歩いて行ける公園等の整備	・地域の身近な公園の整備を推進
	c.区を代表する公園緑地の整備	・地域特性やニーズを踏まえ、レクリエーションの場の確保や地域環境の改善、災害時の避難場所の確保などにつながる整備を実施（花と緑の拠点）
	d.地域特性に応じたオープンスペースの創出	・生産緑地地区の指定、特定生産緑地への移行による農地保全 ・公共施設の複合化により、空間を確保 ・区民利用を目的として小中学校の校庭を開放

2　主な実績【2】

基本的施策		主な実績
③河川等を活用した葛飾らしい緑をつくります	a.区民の安全を守る緑の創出	・防災活動拠点公園の整備 ・都市計画道路の整備に合わせ、道路緑化を実施
	b.自然環境を守る緑づくり	・保存樹木・樹林の指定及び維持費用の補助、樹木医の派遣 ・自然保護区域、自然再生区域の指定 ・公園におけるビオトープ整備、水辺の公園整備 ・水元小合溜の保全と維持管理効率化のため、「河川環境改善計画（平成30年６月）」を策定し、取組を推進 ・区民農園開設
	c.名所となる緑づくり	・奥戸ローズガーデン整備 ・東水元の水塚を葛飾区有形民俗文化財に登録し、保全
	d.日常生活を彩る緑づくり	・新宿六丁目地区の街づくり 葛飾にいじゅくみらい公園（新設）を核としつつ、沿道における緩衝空間として環境緑地の整備などを都市再生機構が実施
	e.水と緑のネットワークづくり	・緑道・親水緑道を整備（水元さくら堤、かわばたコミュニティ通りほか）

2　主な実績【1・2】

◇ 土地区画整理事業による公園整備や水の拠点、花と緑の拠点の整備を実施
◇ 中川の両岸において親水テラス整備を推進し、親水空間として開放

区内全域：都市計画道路整備時の街路樹植栽
水路跡地などを緑道・親水緑道として整備

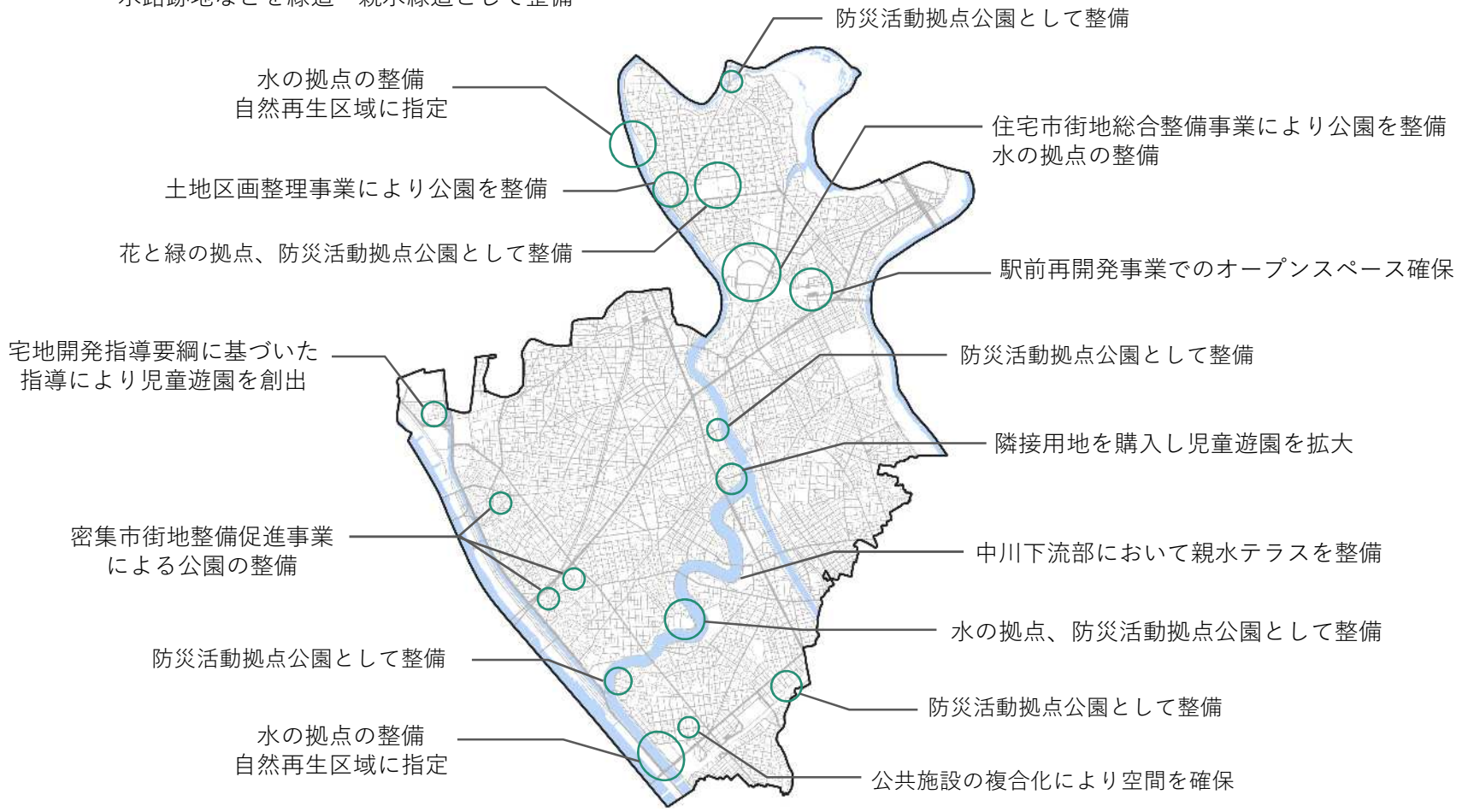

2　主な実績【3】

基本的施策		主な実績
④区民・事業者と行政による緑づくりを進めます	a.区民・事業者による緑化の推進	・生垣造成への補助を実施 ・緑化への補助を実施 ・花いっぱいのまちづくり活動の推進 ・地域開放型花壇制度を実施
	b.緑化支援の仕組みづくり	・緑化推進協力員を委嘱し、自主的な地域活動等を推進 ・緑化への補助を実施 ・グリーンバンク制度を継続実施
	c.緑づくりの情報提供	・区ホームページをはじめ、様々な媒体を通じて緑のイベント、活動などの情報を発信 ・「かつしか環境・緑化フェア」を開催し、緑化活動や花いっぱいのまちづくりを紹介
	d.緑に関する調査研究の推進	・葛飾区緑被率・みどり率調査を実施（平成20年調査、平成30年調査） ・ 区内全域を対象とした生きもの調査を実施し、「葛飾区生きものガイドブック（平成25年３月）」を発行

4　緑・水辺の現状

（１）緑の量　　①緑被率と緑被の内訳

◇ 緑被率は18.3％で、緑被面積は637.04ha（平成30年調査時点）
◇ 緑被面積のうち、60.0％を樹木被覆地が占め、草地が33.2％、農地が5.7％、屋上緑化1.0％と続く
◇ 緑被地に水面、裸地を加えたオープンスペース率は28.6%
◇ 現行計画策定時の14.5％から、緑被率は3.8ポイント、緑被面積は約130ha増加

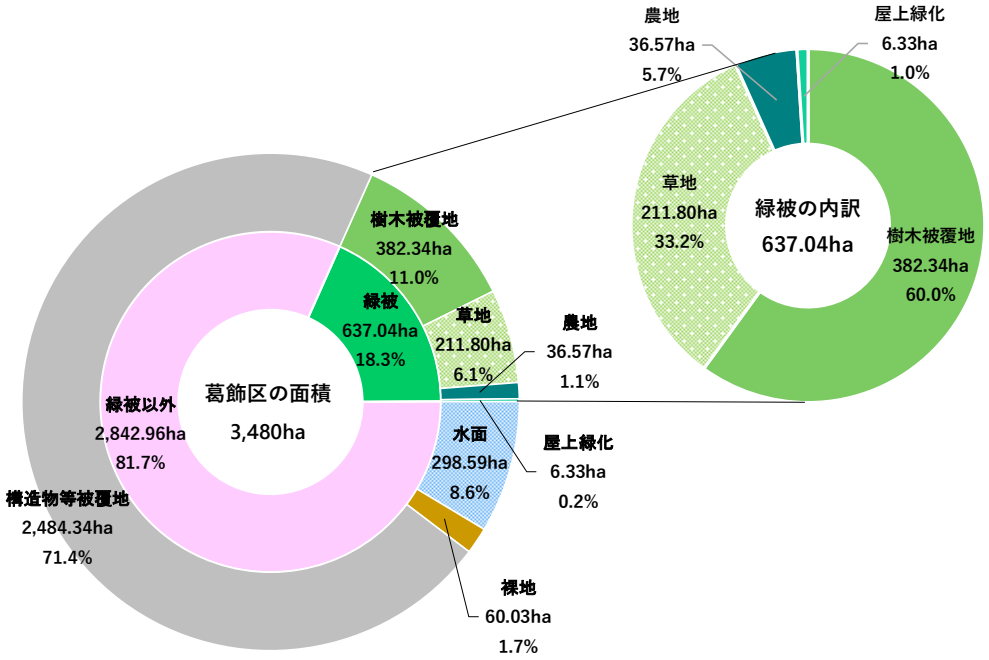

緑被状況と緑被の内訳

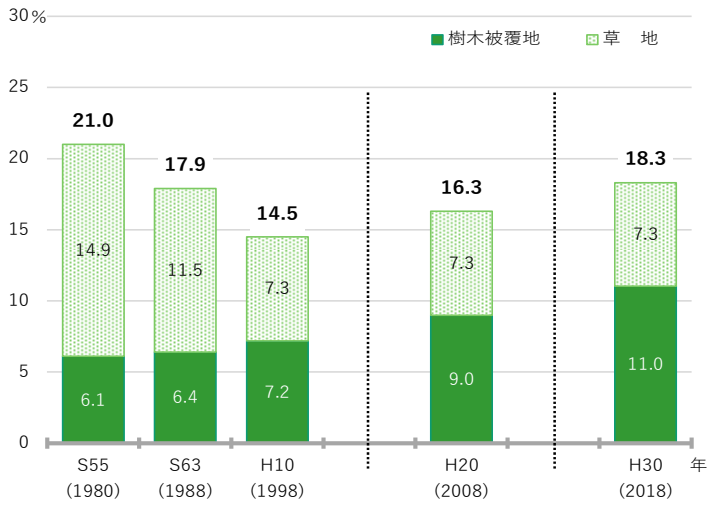

緑被率及び内訳の割合の変化

※図中の破線は、緑被地の抽出精度に変更があった期間を表す。
S63：300㎡
H10： 300㎡ 以上の樹林地を抽出した上で、S63調査の
データから把握、推計した 樹林地面積、草地面積を基に算出
H20：９㎡以上
H30 ：１㎡以上

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

（１）緑の量　②緑被地の分布と地区別の緑被率

◇ 地区別の緑被率は、水元公園や農地の多い水元地区、区内最大の区立公園である葛飾にいじゅくみらい公園が立地する金町・新宿地区で高い

◇ 地区別で緑被率の差が大きく、最高・最低の各地区の数値差は2倍以上

◇ 「葛飾区緑被率・みどり率調査」（令和４年3月）では、樹木の生長に伴う樹冠の拡大が緑被の増加に寄与していることが確認

◆ 宅地での樹木育成や１本でも多い植栽など、緑化の促進が必要

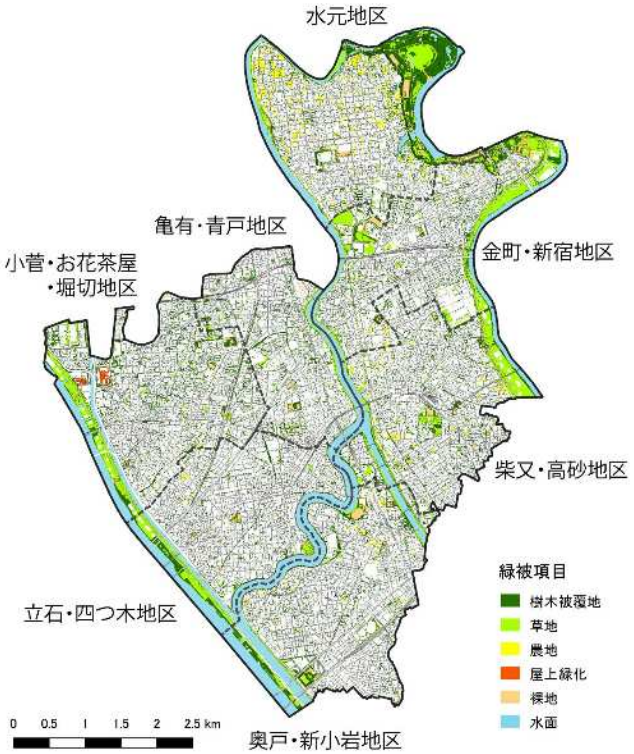

緑被地等の分布

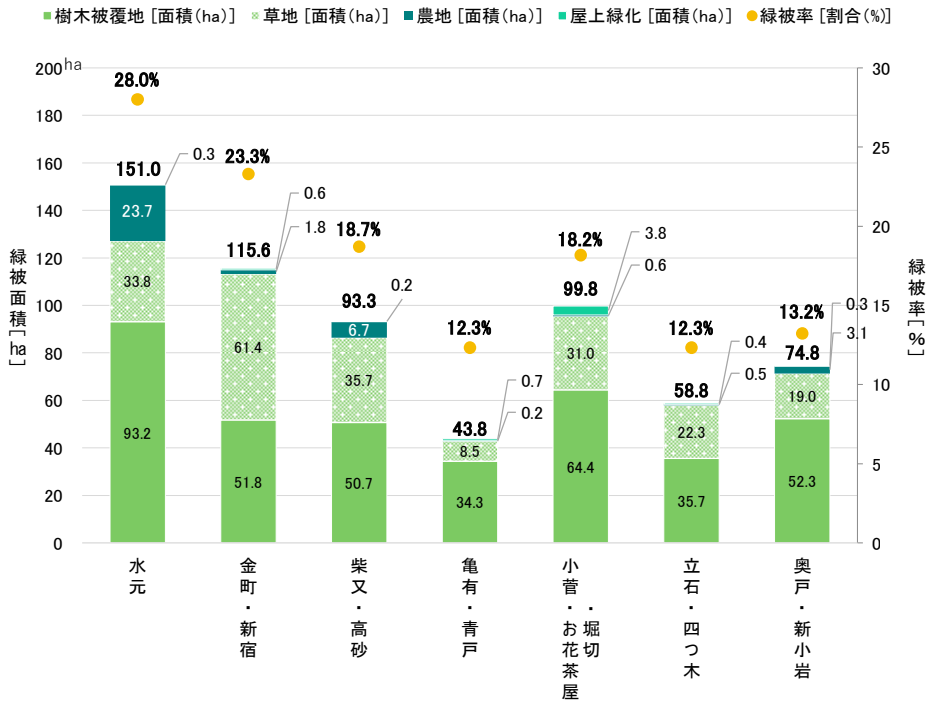

地区別の緑被率と緑被面積の内訳

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

（1）緑の量　③みどり率

◇ みどり率は28.5%で、対象地の面積は約990ha

緑被率…区全体の面積に対する「樹木被覆地」「草地」「農地」「屋上緑化」の緑で覆われた部分の面積の割合

みどり率…緑被率（区全体の面積に対する「樹木被覆地」「草地」「農地」「屋上緑化」の緑で覆われた部分の面積の割合）に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの

オープンスペース率…緑被率に「水面」「裸地」を加えた割合

みどり率の内訳

公園を除く緑被地の面積（ha）	樹木被覆地	292.02
	草地	164.75
	農地	36.57
	屋上緑化	3.10
公園を除く水面の面積（ha）		294.02
公園面積（ha）		201.53
合計面積（ha）		991.99
区面積（ha）		3480
みどり率（%）		28.5

	みどり率	緑被率	オープンスペース率
樹木被覆地	—	11.0	11.0
公園を除く樹木被覆地	8.4		
草地	—	6.1	6.1
公園を除く草地	4.7		
農地	—	1.1	1.1
公園を除く農地	1.1		
屋上緑化	—	0.2	0.2
公園を除く屋上緑化	0.1		
水面	—	—	8.5
公園を除く水面	8.4		
裸地	—	—	1.7
公園	5.8	—	—
	28.5	18.3	28.6

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

（１）緑の量　　④23区との比較

◇ 葛飾区は緑被率において23区中12番目、みどり率では４番目に位置（各区の公表資料から順位付け）。
◇ 大規模な河川を有することにより、緑被率に比べてみどり率が上位となる

都内23区の緑被率

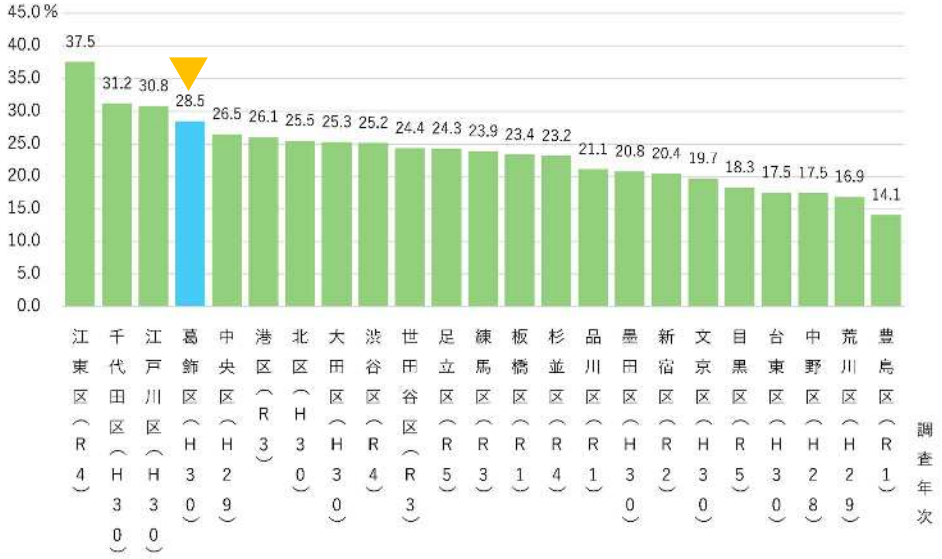

都内23区のみどり率

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書
　　各区が公表している報告書を基に作成

（２）緑の保全　①保存樹木・保存樹林

◇ 区指定の保存樹木は1175本、保存樹林は 26箇所、約3.5ha

◇ 現行計画策定時と比較し、保存樹木は270本(約19%)減、保存樹林は26箇所を維持、面積は0.5ha減

◆ 保存樹木減少の要因は、宅地化による伐採や維持管理の負担、老木化による危険性の増大などと推測でき、開発時の保全や維持管理への支援拡充等が必要

保存樹木数・保存樹林箇所数の推移

出典：葛飾区環境課資料を基に作成

指定基準　保存樹木：樹木1.5ｍの高さで
幹の直径が35cm以上のもの
保存樹林：樹林500㎡以上のもの

補助内容　樹木：1本目6,000円、
2本目以降1本ごとに5,000円
樹林：　500㎡～1,000㎡未満：4万円
1,000㎡～2,000㎡未満：6万円
2,000㎡～3,000㎡未満：8万円
3,000㎡以上：10万円
※　1所有者につき限度額10万円
そのほか、区で損害賠償保険に加入（条件あり）

立石　熊野神社のクスノキ

出典：葛飾区HP

（２）緑の保全　②都市農地

◇ 昭和40年代以降、都市化・宅地化が進行し、農家数・農地面積とも急激に減少

◇ 区内農家数は152世帯、農地面積は約33haで、水元・柴又・奥戸が中心

◇生産緑地地区は約24haで、現行計画策定時から約８ha(約25％)減少。内約20haは特定生産緑地に指定

◆生産緑地地区の特定生産緑地への移行の働きかけ、農業振興施策を通じた営農支援による都市農地の維持等の保全方策が必要

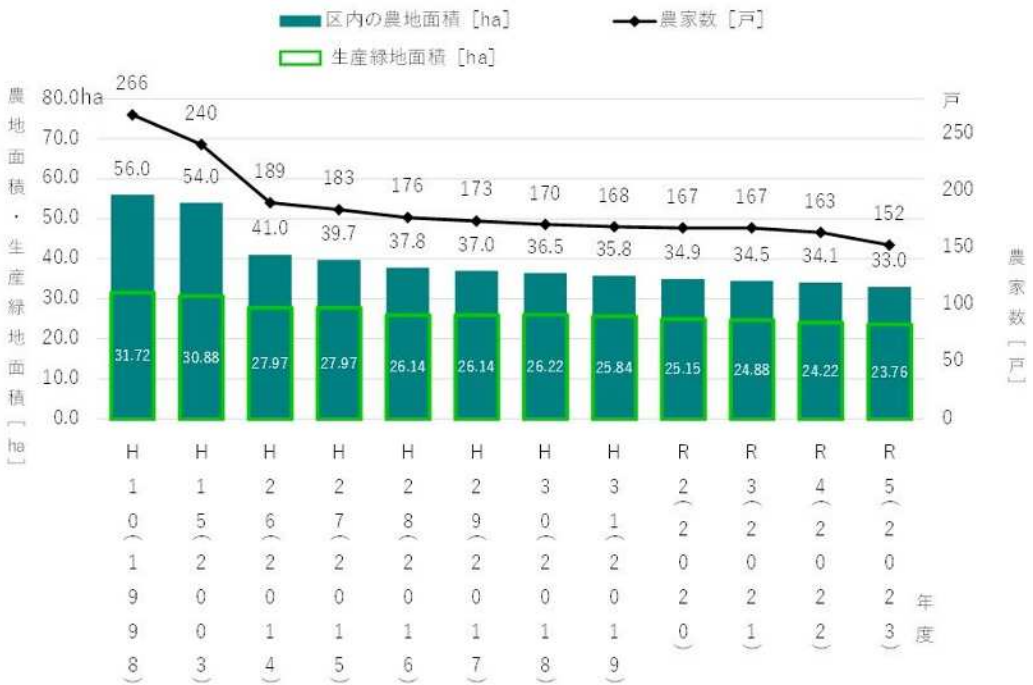

農地面積・農家数の推移

出典：葛飾区HP、葛飾区産業経済課資料を基に作成

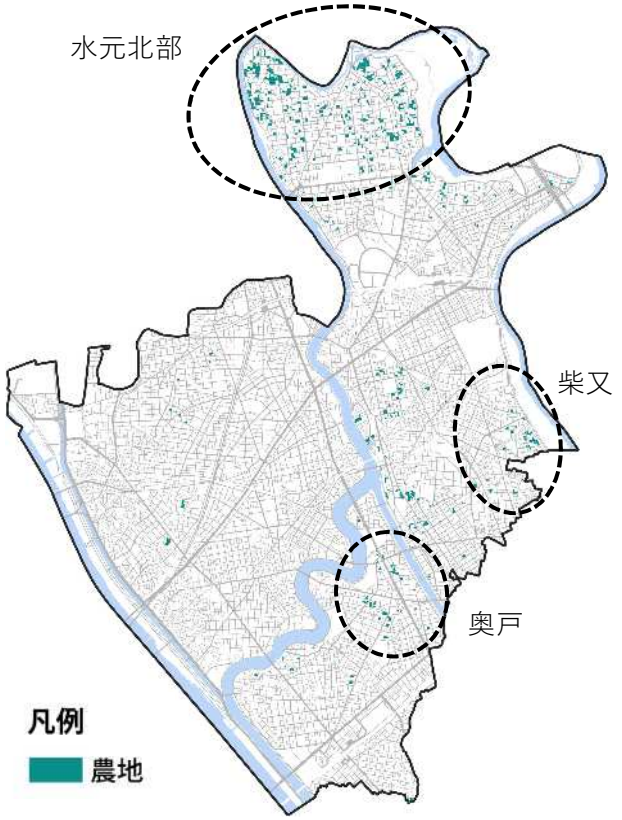

農地の分布

出典：葛飾区の土地利用を基に作成

（２）緑の保全　③風致地区

◇ 水元公園、江戸川及びその周辺の約323haを対象として、緑や水辺など良好な自然的景観を維持する目的で「江戸川風致地区」が指定（昭和５年）

◇ 風致地区内に水元公園（96.6ha）を含み、農地・屋敷林・寺社林が点在することから、地区内の緑被率は48.1％、水元公園を除いた場合は35.1％

◆ 地区域内の一部では、農地の減少、敷地面積の小さい住宅の建設により、地区内・外で外観に大きな差がない場所も生じており、詳細な現状把握に基づく対応策の検討が必要

風致地区内の緑被地分布及び撮影位置

地区内の特徴的な箇所の概要

概観	撮影番号
比較的敷地面積の大きい宅地が中心の地点	①東水元四丁目 ②東水元六丁目
塀で囲まれた住宅が多い地点	③　東金町六丁目
敷地面積の小さい住宅	④　東金町七丁目
緑・オープンスペースの確保により、ゆとりの感じられる分譲宅地	⑤柴又七丁目 ⑥東水元二丁目

風致地区内の緑被面積と緑被の内訳

		風致地区内		水元公園部分を除外	
	項目	面積（ha）	内訳（%）	面積（ha）	内訳（%）
緑被	樹木被覆地	82.04	25.4	31.07	13.7
	草地	68.15	21.1	43.20	19.1
	農地	5.04	1.6	5.04	2.2
	屋上緑化	0.13	0.04	0.13	0.06
	合計	155.35	48.1	79.44	35.1
区域面積		323.30	100.0	226.62	100.0

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書の緑被地データを基に作成

（３）緑化　①公園の整備状況

◇ 区内の都市公園等は、317箇所、総面積204.03haであり、現行計画策定時から、35箇所、62.53ha増加。
◇ 区民一人当たりの公園面積は4.36㎡と現行計画策定時から約１㎡増加
◇ 河川敷や水辺の公園、工場移転跡地での公園整備など、比較的大規模な公園の開設が面積増加の要因
◆ 近年は、既設公園における防災設備の整備、施設の再生（老朽化対策、バリアフリー化等）などに移行しているが、開園後40年以上経過している公園が約半数を占め、既設公園の老朽化対応が必要

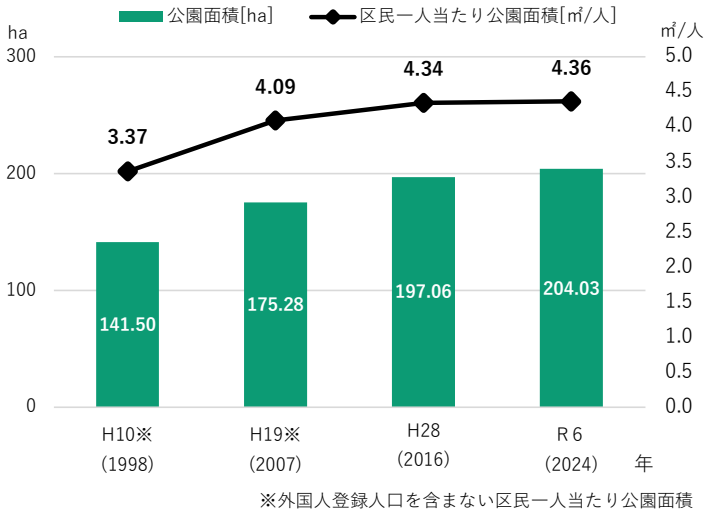

公園面積、区民一人当たり公園面積の推移

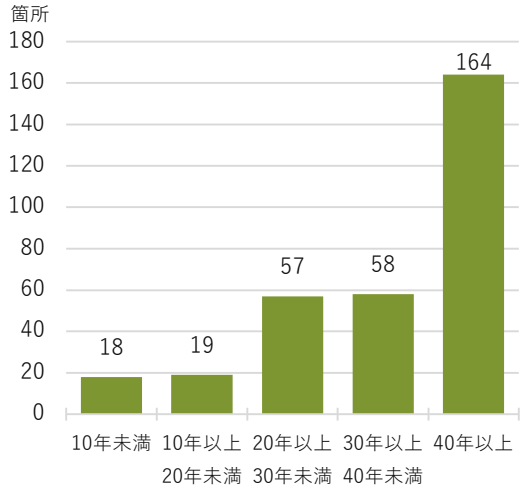

開園からの経過年数ごとの公園等(区立)箇所数

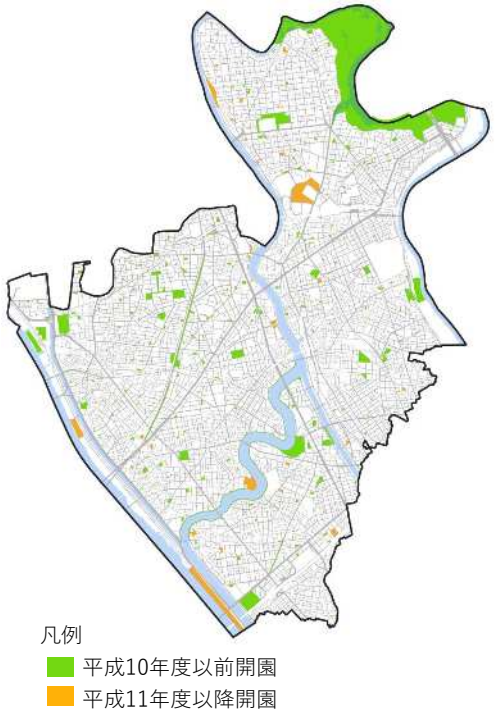

公園等の分布

出典：葛飾区の世帯と人口（各年４月１日現在）
葛飾区公園課資料を基に作成

出典：葛飾区公園課資料を基に作成

（３）緑化　②街路樹

◇ 区道に約9,000本の街路樹（高木）が植栽され、水路跡地を中心に中低木が配植された緑道が整備

◇ 樹木点検・診断、生育環境の改善、樹形の再生など取組を推進

◆ 狭い植栽空間や強剪定等による生育不良や樹形の乱れ、老齢化に伴う幹折れや倒木の危険性の増大、根上がりによる舗装の損傷などの課題が顕在化

◆ 街路樹の健全な生育に向けた取組の継続が必要

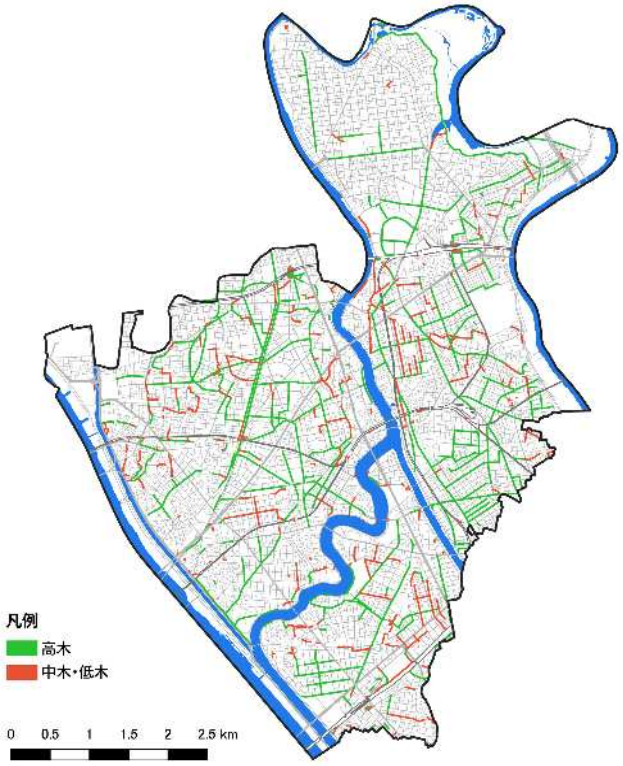

区内の道路植栽　出典：葛飾区資料を基に作成

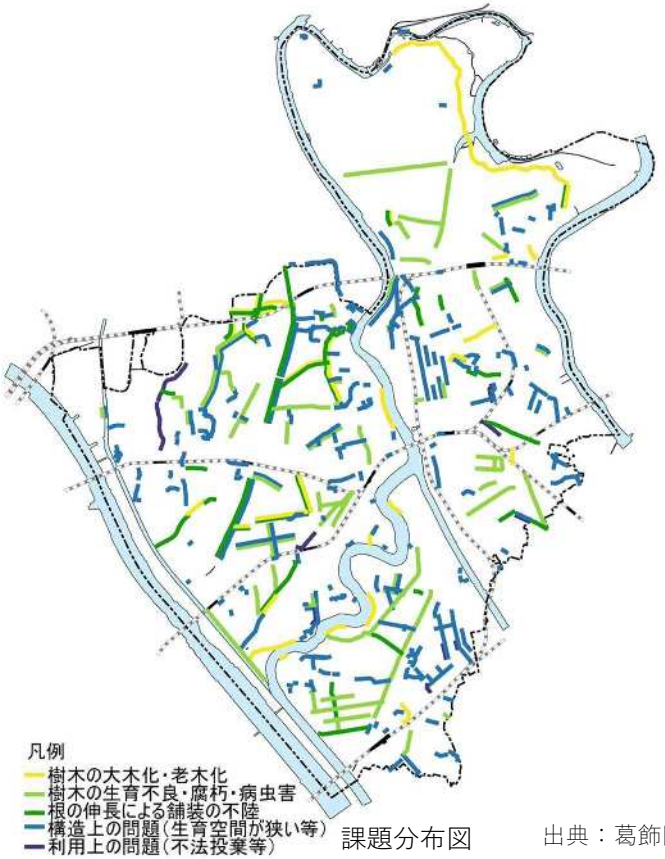

課題分布図　出典：葛飾区街路樹管理計画

樹木の根上がりで
凸凹になった歩道の舗装

出典 葛飾区街路樹管理計画

根腐れが起因し、倒木した桜

出典 葛飾区資料

（３）緑化　　③緑化指導

◇ 緑化の推進及び良好な環境の実現のため、300㎡以上※１の敷地内で建築行為等を行う場合に、緑化と緑化計画の届出を義務付け※2。※１ 国及び地方公共団体が有する敷地は250㎡以上　※２ 葛飾区緑の保護と育成に関する条例

◇ 現行計画策定時から、令和５年度までに86.7haの緑地が創出（計画届出面積ベース）

◆ 緑化計画は、緑化の推進のために重要な制度であり、適切な運用の継続が必要

◆ グリーンインフラの取組である雨庭など、緑化と雨水流出抑制の連携による緑化という観点も重要

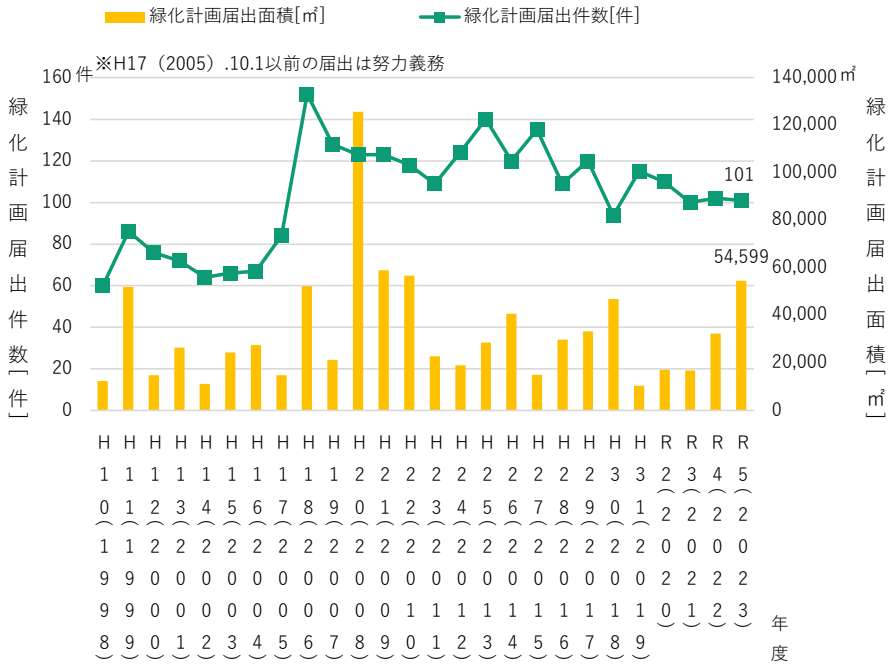

緑化計画の届出件数、面積の推移

出典：葛飾区環境課資料を基に作成

（３）緑化　　④緑化に対する補助

◇ 民有地の緑化推進のため、生垣造成、屋上緑化・壁面緑化に対する補助を実施

◇ 昭和58年度～令和４年度に創出された生垣は約7900mだが、９割以上が平成19年度以前の実績であり、過去５年間は平均28.6m/年

◇ 区役所に屋上緑化見本園を設置し、普及啓発を促進

◆ 近年の補助活用は低調な状況。民有地の緑化推進のため、制度の活用促進が必要

生垣造成例

出典：葛飾区HP　生垣造成の補助

緑と花のいこいガーデン

出典：葛飾区HP　緑と花のいこいガーデン（屋上緑化見本園）

（４）水辺の保全と活用　①保全

◇「自然保護区域」「自然再生区域」を指定し、水辺の自然環境や動植物の生息環境を保全

◇水元小合溜では、高度成長期後の水質悪化、護岸整備による湿生植物の減少などの問題解決のため、水質改善事業を実施し、現在は環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定

◇大場川（自然保護区域）は、「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）」に基づき、堤防の強化、及び生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全を図る旨が記載

◆これらの水辺は、生物多様性の重要な拠点として、引き続き保全または再生を図るための管理に取り組むことが必要

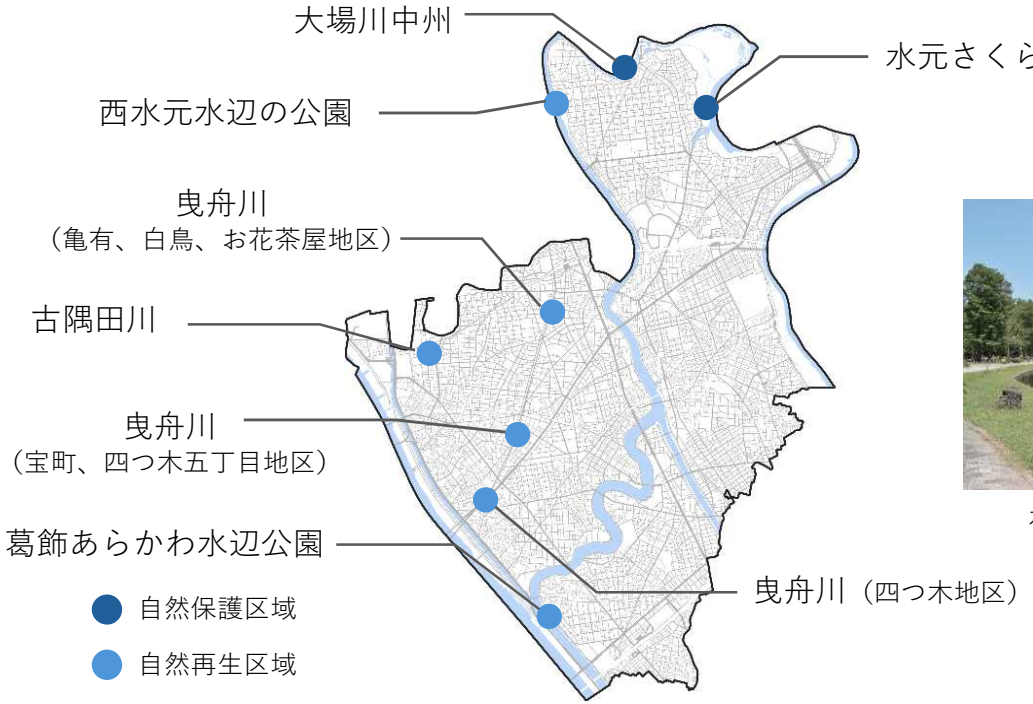

自然保護区域・自然再生区域の指定状況

葛飾区環境課資料を基に作成

水元公園と水元小合溜

出典：葛飾区史

大場川

出典：葛飾区資料

（４）水辺の保全と活用　②活用

◇ 区内には、５箇所の船着場が整備
◇ 中川七曲りの両岸では、テラス整備とテラスへの照明設置などを行い、緑道公園として開放

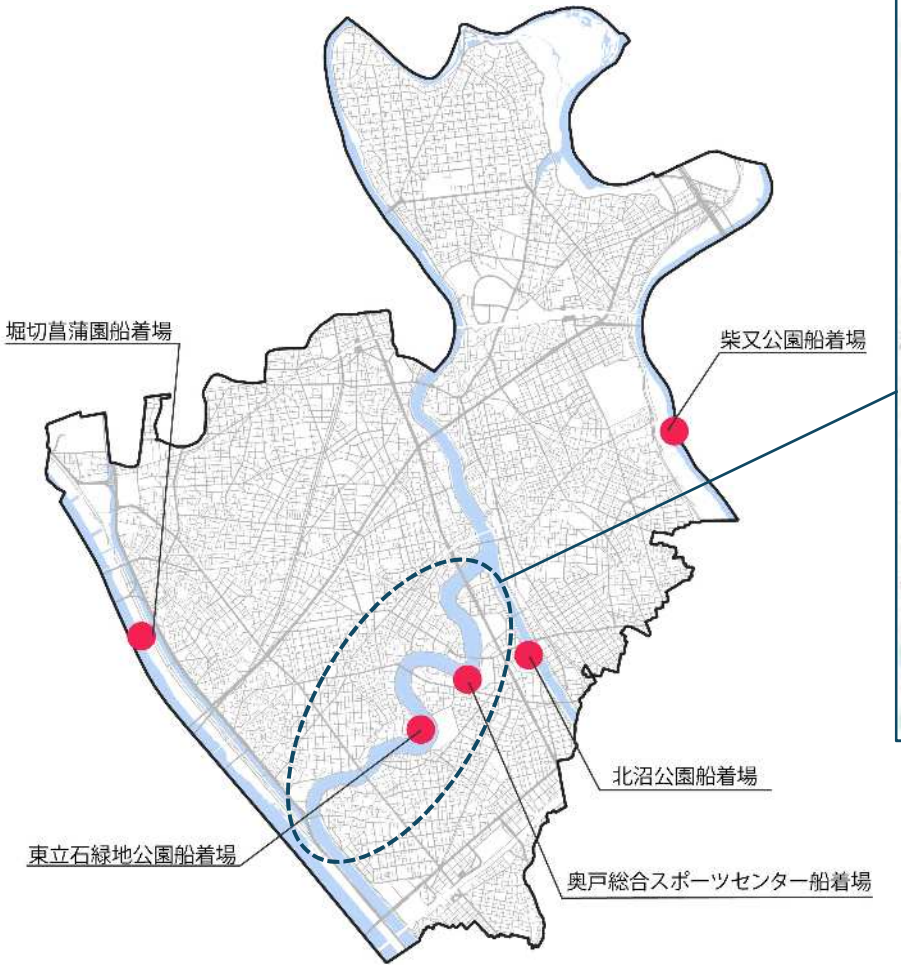

船着場の位置

葛飾区公園課資料を基に作成

中川親水テラスの整備状況

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

（４）水辺の保全と活用　②活用

◇ 水辺の活用推進に向け、「葛飾中川かわまちづくり計画」がかわまちづくり支援制度※に登録

◇ 高砂橋以北への水辺の散策路の連続的な整備やイベント等による、まちと川が一体的となったまちづくりを進め、回遊性の向上につなげることを計画

※ 地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する国土交通省の制度。「かわまちづくり計画」が登録されることで、河川管理者は、支援制度に登録された計画に基づき、必要なハード施策・ソフト施策の両面から支援を行う。

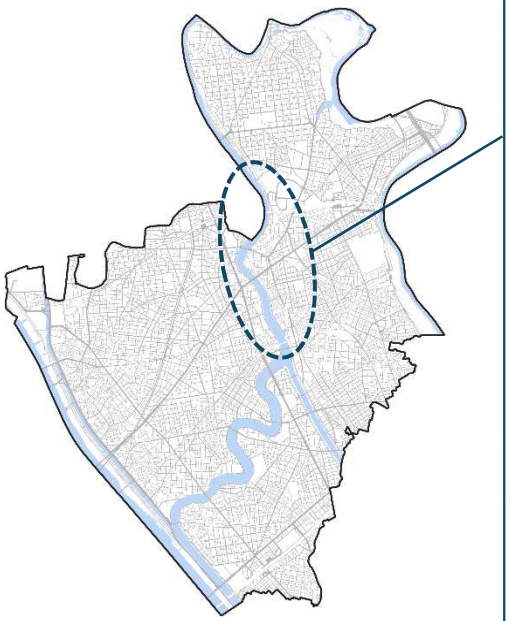

葛飾中川かわまちづくり計画の範囲

整備イメージ（拠点整備箇所）

整備イメージ（水辺の散策路）

出典：葛飾区HP　葛飾中川かわまちづくり計画について

（５）区民の活動

◇ 緑化や公園等の管理などを区民との協働で実施する、花いっぱいのまちづくり活動、公園等の自主管理などを推進

◆ 担い手の高齢化が進んでおり、活動参加者のすそ野を広げることが必要

取組名	活動内容	活動実績等
花いっぱいのまちづくり活動	駅前広場や道路、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、町会や地域団体、商店会などが花壇づくりに取り組んでいる。	159か所・139団体（R6.1.1）
葛飾区緑化推進協力員制度	自主的ボランティアとして緑化に関する知識の普及、啓発に関する実践活動を行うほか、区民と協力した緑化活動、区の事業への参加・協力などに取り組む。	定員65名（任期２年）
グリーンバンク登録制度	自宅の増改築などで伐採せざるを得なくなった樹木を、区が引き取りグリーンバンク（緑の銀行）に仮植し、引き取り希望者に提供する制度。	提供本数 8243本 引取本数 8456本 （S58~R4累計）
公園等の自主管理	区と協定を結び、地域で公園・児童遊園の清掃や除草などの作業をするとともに園内の利用者を見守る制度。	約60の公園・児童遊園

このほか、公益社団法人葛飾法人会が主催、葛飾区後援で行っている「東立石緑地公園で中川に親しむ会」や荒川を活動場所としてごみ拾いイベントを実施している荒川クリーンエイドの活動などがある

5　課題

課題

1 緑・水辺に関わる国・都の動向への対応

現状の主なポイント

・人口増加に合わせて不足する緑、公園の量を確保することを重視

・本格的な人口減少社会の到来を目前にし、都市づくりに関わる政策が大きく転換

課題

持続可能な地域づくりに向け、緑・水辺を守り活かすことが重視されつつあり、これに対応する取組の充実が必要

（グリーンインフラ、Well-being、都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用など）

2 緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出

現状の主なポイント

・食料生産の場だけでなく、防災上重要な役割を担う都市農地及び生産緑地地区や短期間では育たない大木である保存樹木が減少

・区内の緑の分布は、土地利用や大規模な公園の有無を背景に地域差が大きい

・緑化計画のほか、樹木の生長に伴う樹冠の拡大も緑の増加に寄与

課題

農地、保存樹木などの保全が必要

地域特性に応じた緑の創出が必要

課題

3 区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用

現状の主なポイント

・浸水リスク、地震に対する危険度の高さを踏まえた防災まちづくり

・豊かな水辺がもたらす生物多様性の確保、健康長寿、子育て、ゼロエミッション、観光・文化の振興への寄与　など

課題

葛飾らしいまちづくりに向け、地域の魅力創出や防災、環境などの様々な課題解決への緑・水辺の活用が必要

4 施設の老朽化や樹木の適切な管理

現状の主なポイント

・約半数が開園から40年を経過している公園をはじめ、水辺の施設の老朽化が進行

・街路樹、公園樹木等の生育不良や大木化・老木化に伴う様々な課題が顕在化

課題

公園や河川等、施設の老朽化への対応が必要

街路樹、公園樹木の老木化、生育不良などへの適切な対応・管理が必要

課題

5 少子高齢化、生活スタイルの多様化を踏まえた協働の促進

現状の主なポイント

・花いっぱいのまちづくり活動をはじめ、緑や花に関わる区民協働の取組は、葛飾区における大きな成果

・担い手の高齢化に対応するため、参加者のすそ野を広げていくことが必要

課題

緑化、公園の自主管理などの担い手の高齢化、区民の意識や生活スタイルの変化を捉えた協働施策の展開が必要

6　方向性

（１）全体的な方向性

量的拡大から
量の維持と質の向上を重視する段階への移行

現行計画策定以降の区内の変化

・比較的規模の大きい公園が複数開設したことを背景に、公園の総面積及び区民一人当たりの公園面積が増加
・個々の樹木の生長や、緑化計画による民有地の緑化の誘導の取組などにより、区内全体で緑被面積は増加
・一方で、都市農地、保存樹木は減少
・緑・水辺の施設の老朽化や樹木の老木化への対策など、量以外の側面について対応の必要性が拡大

国や東京都の施策の動向

・量的拡大から、持続可能な地域づくりに向け緑・水辺を守り活かすことへと移行

＜全体的な方向性＞

引き続き緑被率の向上を図りつつも、ストックを維持・活用していくことをより重視

（２）特に重視する視点

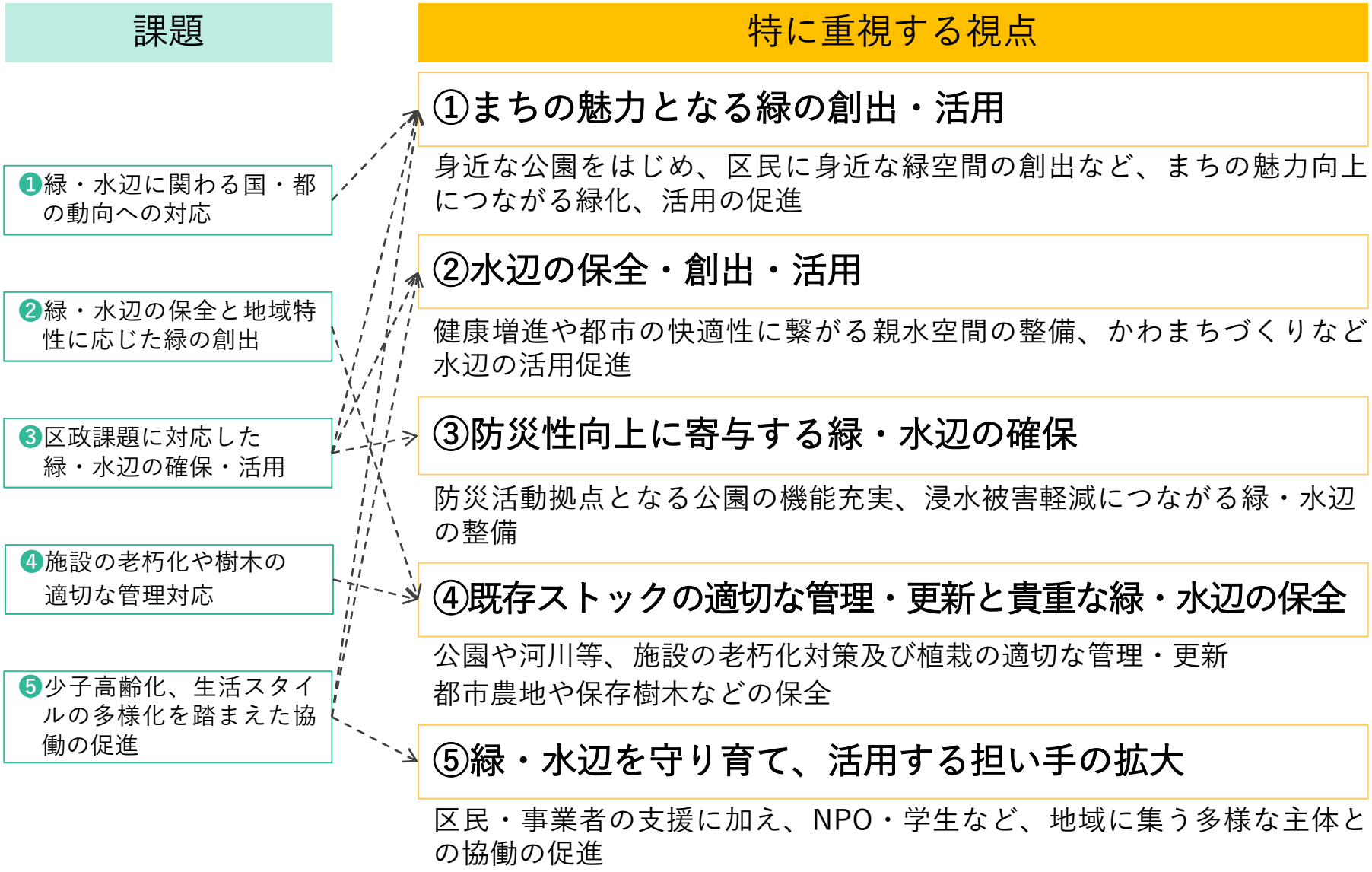
課題
❶緑・水辺に関わる国・都の動向への対応
❷緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出
❸区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用
❹施設の老朽化や樹木の適切な管理対応
❺少子高齢化、生活スタイルの多様化を踏まえた協働の促進
特に重視する視点
①まちの魅力となる緑の創出・活用
身近な公園をはじめ、区民に身近な緑空間の創出など、まちの魅力向上につながる緑化、活用の促進
②水辺の保全・創出・活用
健康増進や都市の快適性に繋がる親水空間の整備、かわまちづくりなど水辺の活用促進
③防災性向上に寄与する緑・水辺の確保
防災活動拠点となる公園の機能充実、浸水被害軽減につながる緑・水辺の整備
④既存ストックの適切な管理・更新と貴重な緑・水辺の保全
公園や河川等、施設の老朽化対策及び植栽の適切な管理・更新
都市農地や保存樹木などの保全
⑤緑・水辺を守り育て、活用する担い手の拡大
区民・事業者の支援に加え、NPO・学生など、地域に集う多様な主体との協働の促進

現状・課題と策定の方向性

資料４－２

1　計画の基本的事項

対象　○樹林地、草地、水辺、農地、これらに類するもの
○上記と一体となって良好な自然的環境を形成しているもの

計画期間　令和８（2026）年度から令和27（2045）年度までの20年間

現行計画策定時(H11)の背景と計画の概要

社会背景

○緑の基本計画の法制化(H6)
○環境問題や阪神・淡路大震災(H7)を背景とした緑とオープンスペースへの関心の高まり
○自然との共生、高齢化社会等の動向を背景とした緑とオープンスペースへのニーズの多様化

緑とオープンスペースの概況

○緑被率 14.5%
○都市公園等の面積 141.5ha
○区民一人あたりの公園面積 3.3㎡
※ 値はすべてH10時点

課題

○都市公園等の量的不足と配置的偏り
○河川の保全と親水性の向上
○水元公園等の区を代表する公園の機能充実
○市街地における緑の創出
○農地や樹林地等の適正な保全
○避難場所や避難経路となる緑地の確保
○区民の緑づくりへの支援や誘導

基本方針と将来像

【基本方針】
○まちづくりと一体となった緑づくり
○オープンスペースの適正な確保
○河川等を活用した葛飾らしい緑づくり
○区民・事業者と行政による緑づくり

【将来像（計画のテーマ）】

すてきです！
せせらぎ　やすらぎ　豊かな緑

2　現状と課題

（1）国・東京都・区の動向

国・東京都　○量的拡大から、緑・公園・水辺を守り活かすステージへ
例）グリーンインフラ、Well-being、生物多様性の確保、多様な担い手による都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用等

区　○自然災害に対応したまちづくり ○水辺の活用 ○気候変動への適応 ○生きものとの共生 ○緑・水辺の適正な管理・改修

（2）区の概況

【人口】人口減少・少子高齢化の進展
【地勢】浸水リスクや地震に対する危険度の高い地域特性を踏まえ、防災・減災に資する緑と水辺の確保が重要

（3）緑・水辺の現状

緑の量
○現行計画策定時から、緑被率・緑被面積、都市公園等の面積、区民一人当たりの公園面積は増加
○緑被率は地域差が大きく、緑被地が少ない地域においては樹木の育成、樹木１本といった小規模な緑化を進めることが重要

緑の保全
○保存樹木の減少(1445本(H10)➡1175本(R5)約19%減)
○生産緑地地区の減少(約32ha(H10)➡約24ha(R5)約25%減)が進行、保全が必要
○風致地区の一部には、農地の減少、敷地面積の小さい住宅の建設により、地区内・外で外観に大差がない場所もあり、詳細な現状把握に基づく対応策の検討が必要

緑化
○公園の約半数が開園後40年以上経過、施設の老朽化対応が必要
○街路樹、公園樹木等の生育不良や大木化・老木化に伴う様々な課題が顕在化しており対応が必要
○緑化計画の届出は区内の緑の創出に大きく貢献
グリーンインフラの取組である雨庭など、緑化と雨水流出抑制の連携による緑化という観点も重要

水辺
○自然保護区域や自然再生区域などの水辺は、生物多様性の観点から重要な拠点であり、継続的な取組が必要
○まちと川が一体となったまちづくり「中川かわまちづくり」をはじめ、区の資源である水辺を安全に親しめる空間として活用

区民の活動
○花いっぱいのまちづくり活動、公園等の自主管理など、緑、花、公園に関わる区民協働を幅広く展開
○担い手の高齢化対応として、参加者のすそ野の拡大が必要

（4）課題

❶緑・水辺に関わる国・都の動向への対応
持続可能な地域づくりに向け、緑・水辺を守り活かすことが重視されつつあり、これに対応する取組の充実が必要
(グリーンインフラ、Well-being、都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用など)

❷緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出
農地、保存樹木などの保全が必要
地域特性に応じた緑の創出が必要

❸区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用
葛飾らしいまちづくりに向け、地域の魅力創出や防災、環境などの様々な課題解決への緑・水辺の活用が必要

❹施設の老朽化や樹木の適切な管理
公園や河川等、施設の老朽化への対応が必要
街路樹、公園樹木の老木化、生育不良などへの適切な対応・管理が必要

❺少子高齢化、生活スタイルの多様化を踏まえた協働の促進
緑化、公園の自主管理などの担い手の高齢化、区民の意識や生活スタイルの変化を捉えた協働施策の展開が必要

3　方向性

＜全体的な方向性＞

**量的拡大から
量の維持と質の向上
を重視する段階への移行**

○現行計画策定以降、区内の緑、公園は増加
○緑被率の向上を図りつつも、これまでの取組により蓄積したストックの維持・活用をより重視し、取組の充実を図る

＜特に重視する視点＞

①まちの魅力となる緑の創出・活用
身近な公園をはじめ、区民に身近な緑空間の創出など、まちの魅力向上につながる緑化、活用の促進

②水辺の保全・創出・活用
健康増進や都市の快適性に繋がる親水空間の整備、かわまちづくりなど水辺の活用促進

③防災性向上に寄与する緑・水辺の確保
防災活動拠点となる公園の機能充実、浸水被害軽減につながる緑・水辺の整備

④既存ストックの適切な管理・更新と貴重な緑・水辺の保全
公園や河川等、施設の老朽化対策及び植栽の適切な管理・更新
都市農地や保存樹木などの保全

⑤緑・水辺を守り育て、活用する担い手の拡大
区民・事業者の支援に加え、NPO・学生など、地域に集う多様な主体との協働の促進

資料５

区民アンケートについて

1　区民アンケートの目的と実施概要

	一般区民	小・中学生
対象	葛飾区在住、満18歳以上の インターネットリサーチ会社 モニター1,000サンプル	区立学校に通う 小学５年生 中学２年生
目的	● 緑・水辺に対する意識・評価の把握 ● 緑・水辺と接する機会・利用方法の把握 ● 区の取組の方向性に関する意向把握 ● 協働への意識の把握	● 緑に対する意識の把握 ● 公園の利用頻度などの把握 ● 水辺の認知度や利用状況の把握 ● 緑・水辺の利用目的やニーズの把握
方法	インターネットリサーチ 会社のフォームによる オンライン回答	学校を通じて調査を周知し、 児童・生徒に支給のタブレット 端末等によるオンライン回答
期間	令和６年12月上旬～12月下旬	

2　一般区民アンケートの設問項目案(1/2)

区分	項目	趣旨
回答者属性	・年齢　・お住まいの地域　・世帯構成　・住居形態 ・在住歴　・居住理由	クロス集計の分析軸
区内の緑に対する意識・評価	緑の量や緑を身近に感じる場所	緑被率等の数値では測れない区民実感やニーズの把握
	過去10年で、緑が増えたと感じる場所、減ったと感じる場所	
	今後増やしていく必要がある緑	
	緑の満足度	
	緑があってよかったと感じる時	
	緑に触れる機会の有無や内容、緑に触れる機会が無い理由	
	今後行いたい緑に関する活動	
区内の水辺に対する意識・評価	水辺の有効活用ができているかどうか	水辺の利用状況やニーズの把握
	親しみを感じる水辺	
	水辺の利用の有無や利用方法、頻度、利用しない理由	
	今後行いたい水辺の利用方法	

2　一般区民アンケートの設問項目案(2/2)

区分	項目	趣旨
葛飾らしさ	葛飾らしい・葛飾の魅力と感じる緑と水辺の風景とその理由	区民が思う葛飾らしさの把握
区内の公園に対する意識・評価	公園の量に関する評価	公園の利用状況やニーズの把握
	公園の利用目的、頻度、利用しない理由	
	望ましい公園	
期待する区の取組	区の取組の認知状況	期待する理想像、注力すべきポイントを把握
	区の取組で特に重要なもの（緑）	
	区の取組で特に重要なもの（水辺）	
	区の取組で特に重要なもの（公園）	
	緑や水辺に触れ合う機会を増やすことを目的とした区の取組で特に重要なもの	
協働への意識	緑化推進や水辺の活用による、まちの魅力向上のための協働の必要性の有無や、やってみたい取組、妨げとなる事項	協働に関する意識把握
	自由意見	

3　小・中学生アンケートの設問項目案

区分	項目	趣旨
区内の緑に関すること	緑がたくさんあると感じる身近な場所	・小・中学性の実感や状況、ニーズの把握 ・一般区民の傾向との比較
	緑がある場所で普段していること・これからしたいこと	
区内の公園に関すること	公園の利用頻度	
	お気に入りの公園の名前と理由	
区内の水辺に関すること	知っている水辺	・水辺の身近さやニーズの把握 ・一般区民の傾向との比較
	行ったことがある水辺	
	行ったことがある水辺で普段していること・これからしたいこと	
	お気に入りの水辺の名前と理由	
属性	学校名	クロス集計の分析軸として使用